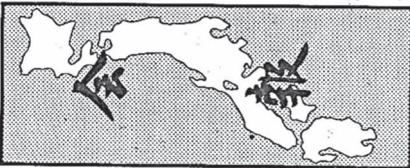


全国公共図書館協議会



第11号
(事務局)
東京都港区南麻布5-7-13
東京都立中央図書館内
電話 (442) 8451

図書館の発展を願って

文部省社会教育局長
吉里 邦夫

一変されつつある
図書館のイメージ

昨今、いわゆるライフサイクル計画が展開され、国民が自主的に自らの人生設計を立てることができよう。教育、職業、婚姻の面から総合的に無償を推進する動きが強調されています。特に、教育の分野においては「誰でもどこでもいつからでも学べる」教育制度を目標に、学校外の拡充を図るとともに、学校と社会における教育を、ライフサイクルを軸として貫いたものとして再構成し、国民のひとりひとり、が自発的・創造的に学びうる体制を確立

することが必要であることを強調しています。さて、図書館はもとより「社会教育のための機関」として、生涯にわたる国民の学習活動を促進し、我が国開発の発展に大きく貢献してきました。とりわけ、豊饒な社会の重要な文化に、多様な高度化する国民の学習要求に応え、それに必要な知識や情報を提供し、いわば学習情報センターとして、図書館に対する国民の関心はますます高まっています。

近頃、我が国の公立図書館の数は急速に進み、都道府県立図書館は全国に普及され、市立図書館の設置率は90%に

達しました。また、人びとの学習機会に即して効果的に図書館サービスを行なうために、図書館資料の充実も、より、施設・設備面での配慮や運営の改善、さらには、サービス機構の整備など、従来から人びとを悩ませてきた「不便で、めんどうで、高コスト」とした「図書館」のイメージは一変されつつあります。



このよう公立図書館の量的・質的な整備は、単に公共団体の所有者の図書館に対する責任も、より、サービスを直接担当する図書館職員の方々の創意工夫と不断の努力に負うところが少なくないと思います。文部省においても、生涯学習の展開を果す図書館の重要性に鑑み、公立図書館の施設整備を図るため、図書館施設整備補助、図書館サービス網の整備に資するため、自動サービス用の自動購入費補助の増額を図るとともに、昭和五十一年度においては、重点資料(急用図書、練習用)については、公立図書館(急用図書)練習用などの貸借手数料に対しても補助制度を創設する公立図書館政策の発表に努めて

いるところでもあります。しかし、増大する国民の図書館に対する期待にこたえ、学習情報センターとしての図書館がさらに発展していくためには、まだまだ対策されるべき面があると思います。図書館は単なるリーディングライムであってはならないと思います。つまり、図書館は、図書分類・整理業務や利用者に対する閲覧貸出業務などにとどまらず、人びと図書館に対する認識を高め、図書館の施設・設備、資料を充て、地域の社会教育活動の振興に積極的にアプローチする、いわゆる攻めの姿勢をもっと打ち出すべきでありましょう。

公民館、博物館
などとの相互協力

そのためには、まず、公民館、博物館など他の社会教育施設との連携を一層強化する必要がある。例えば、それぞれ独自の専門的な立場からの努力、公民館、図書館や博物館資料室に対する資料の提供やその業務に関する技術的援助、社会教育に関する情報、資料の交換、施設利用共同の研修及び調査研究活動などを積極的に取り進めることにより、人びとが行う社会教育活動に対して、協力を果たすことが、図書館サービス提供の前提条件であると思います。

「母子の公民館活動」
について

昭和五十一年夏、現代国民の生活中心とする読書文化、創作、社会活動の促進を図ることを目的とした「母子の公民館活動」促進補助を新たに設けました。この事業も公民館、図書館、博物館などの連携が図られて効果があるものであります。また、最近、全国公共図書館協議会を始め、日本図書館協会、全国公民館連合会、日本博物館協会の社会教育施設関係の団体がお互いに連携の具体的な方策について研究進められておますことは喜ばしいものであり、その成果が期待されます。私は、社会教育の推進力となるのは、施設を継げる関係員の方々がたまたま考えています。その意味において、図書館の職員の方々が資料の取扱い、業務、保護及び貸出し、レファレンスサービスなどに関する専門的な知識や技術のほかに、特定の施設に關する際、知識や、社会教育の経路に關する専門的な知識や技術の面で努力を要するところを強調するものであります。「すべての人びとに図書館サービス」の理念を表現するために、図書館関係者の方々と手と手を携えて、精一協力する所存ですので、改めて各位の御協力をお願い申し上げます。

お知らせ

全国公共図書館協議会定期総会・表彰式および全国研究集会について

期日 昭和五十一年六月二十四日 (土)

会場 東京都立中央図書館講堂
東京都港区南麻布
五七十三

日程

- 一、定期総会 午前十時～十二時三十分
- 二、表彰式 午前十二時三十分～十二時
- 三、全国研究集会 午後二時三十分～四時

なお研究集会にさきながら、午後一時から文部省特設社会教育相談館「図書館」(カラ)二十分もの)を上乗せ予定です。

願ひ申し上げます。

理事 吉里 邦夫

昭和51年度図書館関係国家予算

事	51年度 予算 千円	50年度 予算 千円	増△減 千円	説	明
公立図書館施設費	840,000	720,000	120,000	建設費補助 千円	建設費補助 30倍 千円 36,000千円→42,000千円 補助率 定額
公立図書館設備費	31,384	10,000	21,384		(1) 自動車文庫購入費 台数10台→15台 千円 3,000,000円 (15,000千円) 補助率 5倍 (2) 県立図書館資料(自動車文庫用) (新規) 千円 4,000,000円 (10,000千円) 補助率 5倍 (3) 点字図書館購入費 対象 56ヶ所 千円 228,000円 補助率 5倍 (6,384千円)
母子の公民館活動 促進費補助	150,000	0	150,000	(新規) 公民館数 200館 千円 1,500,000円 補助率 5倍 (1館あたりの積算基礎 1人件費10万(雑金)、図書・教員等90万、運営費20万)	次ページ資料1参照
社会教育指導者 海外派遣	19,240	24,522	5,282	派遣費補助 人員40人 千円 437,000円→481,000円	次ページ資料2参照
図書館司書講習	1,245	1,202	43	講習員編入費 千円 17	講習員編入費 千円 17

図書館に関する国庫補助予算のうごき

年度	施設費 万円	説明	明	説	明
昭和46年度	9,000	@ 1,500万円× 3 館分 @ 500万円× 9 館分			
47	50,000	@ 2,500万円× 20 館分			
48	50,000	@ 2,500万円× 20 館分			
49	60,000	@ 3,000万円× 20 館分			@ 300万円の1/3 補助 × 10 占分
50	72,000	@ 3,600万円× 20 館分			"
51	84,000	@ 4,200万円× 20 館分			@ 300万円× 1/3 補助 × 15 占分

資料1 公立図書館施設費

- 目的 補正事業者が図書館の整備を行うことを援助し、一般民に対する図書館の活動を促進する。
- 補助事業者 都道府県・市町村(二部事務組合を含む)
- 補助対象事業 図書館の建築(昭和十五年法律第一八号第二条に定める公立図書館建設を補助する事業) 図書館の建築に於ける土木事業(建築費、電気、暖房、設備及び仕立等)並びに附属土木費(電気、暖房、設備及び仕立等)による。
- 補助金の額 定額

資料2 公立図書館設備費

- 目的 図書館奉仕の充実に資するため、補正事業者が公立図書館の設備を補助するに要する経費の一部を補助する。
- 補助事業者 都道府県及び市町村
- 補助対象事業 都道府県は、次の(1)、(2)、(3)市町村

- 次(1)、(2)の全部又は一部の事業
- (1) 自動車文庫用自動車購入事業
- (2) 点字資料購入事業
- (3) 県立図書館資料(自動車文庫用)購入事業
- 補助対象費 四、補助対象費 (1) 自動車文庫用自動車購入事業 自動車文庫用自動車の購入費(含む、搬送設備等自動車に固定して用い、設備の購入費及び改修費を含む)
- (2) 点字資料購入事業 点字図書、盲人用録音テープの購入費(製作委託費を含む)
- (3) 県立図書館資料(自動車文庫用)購入事業 県立図書館自動車用図書、資料、自動車用図書、視覚資料、雑誌及び新聞などの定期刊行物等(除く)
- 補助金の額 (1) 自動車文庫用自動車購入事業 補助対象経費の三分の一以内の定額 (2) 点字資料購入事業及び県立図書館資料(自動車用)購入事業 補助対象経費の二分の一以内の定額
- 公立図書館設備補助事業の運用について 一、公立図書館は自動車文庫によって、

- 図書館化を受ける機会が得られない地域や障害のある人びとのために巡回して図書館を行くよう努め、その運用に当たっては次の点に留意すること。
- 公立図書館の自動車文庫は、人びとの利用がよいこと駐車場を設け、これらの駐車場を巡回して巡回するに際して、図書貸し出し、読書相談等の図書館奉仕を行うこと。
- 市町村立図書館の自動車文庫は、図書館の本館の巡回地域及び住宅団地、人口密集地等に巡回する巡回率に留意し、また公民館、学校、職場などにおいて図書貸し出し業務の連携に努めると。
- 巡回用自動車文庫の自動車文庫は、巡回地域に対する巡回率に留意し、また市町村立図書館への協力に努めると。
- 点字資料購入事業は、身体上の障害を持つために図書館化を受ける機会に恵まれない人びとのために、点字図書、録音テープ等の提供を受けるものとする運用に当たっては、次の点に留意すること。
- 巡回用規定貸し出し手帳等によって、身体障害者に対する図書館化を行う旨を明らかにするとともに、点字図書、盲人用録音テープの活用についての周知を図ること。

- 資料の普及及び製作等に当たっては、利用者の要望を十分考慮し、利用の効果を高めるよう努めると。
- 資料の巡回委託に当たっては、事前に当該図書館が巡回事業の了解を得ておくこと。
- 補助金の額は次のとおりとする。

事業名	補助率	
	千円	千円
1. 自動車文庫用自動車事業	1/3	1,000
2. 県立図書館資料(自動車文庫用)購入事業	1/3	1,000
3. 点字資料購入事業	1/3	500

ただし、一万円未満の額は切り捨てると。

資料3 母子の公民館活動促進費

- 目的 この事業を設け、心身の健全な成長を図り、母子の消費を助めるため、補正事業者が、母子の公民館活動や進める事業を行うに要する経費の一部を補助する。
- 補助事業者 市町村
- 補助対象事業

気長にあせらず

真 岡 晴

高度経済成長時代の終焉と並に地方財政の危機が深刻化、公共図書館その過剰にあり、図書館資料の単発りに過いつか始草どころか減額のメリスも少なからず存在されています。

一方市民の文化的要求も多様化、高度化し、特に図書館に対する愛護は、利用者の熱がり高にますます強くなっている現象です。

地方自治体財政の理立願、文化行政の発展が努力するとは当然のことながら、現状では、限られた予算、限られた人の中で、住民要求をどのようにに受けとっていくか、頭の痛いことだと思います。

その一つは、図書館に働く職員一人一人の質の向上にあると思います。全国規模も、そのための努力を怠って

はならないと考えます。

この二月、数人の図書館関係者の方と共に、ヨーロッパのいくつか都市を回り、国立図書館教職員学校をめぐり、図書館の発展という問題の関わりと、その学問不足、さらに北欧の図書館先進国は日頃の都合で機会が少なかったと聞き、非常に感銘を受けた。現任は設備だけで三十三年の歴史を持つ英国図書館については、最近新書の「本館物語」(藤野孝雄著)を事前に眼を通してはいたものの、結構改めてなるほくと思ふことばかりでした。自然発覚取り入れられるカラスの丸天非を仰ぎ見ると、開米個書室の語は内側も



姓氏家系

建築の間のまき空間で、読者スタンドの明りをなだりに仕事をしている職員がいました。二時間ほどの見学の間、私も一呼吸も息をすすとなく、歩き立ちどまり説明を聞きました。それでも、きつた一冊だけのことと思います。

ロンドンの教員図書館は二冊目でしたが、その一つであるキヤム地区のキングス図書館では、二階層ほど時間をかけたり見学しました。

一階は貸出部門です。貸出用にはコンピュータシステムを使い、ロンドンでも新しい設備をしている図書館を思いました。

館内は半分の読者たち、カラーと見られる中年の男性が、多くいゆる閲覧室に置らう、ランプ小椅子が適量置られている観音です。

軍を載せても、かと思くと、職員ははげけれど、利用者の入らないことしてほしいと、我ががいつもしていることながら、はるく、来ただけになあ、と、コッペリ観念でして、私としては、利用者の大半が老年である状態をみれば、にたかなので、

が、

作のカウンセの最後の言葉は、

約の本がすらすらと並んでありました。

- 次の(1)、(2)の全部の事業
- (1) 読書運動促進事業
 - ア、公民館に児童図書(ただし、読書専門書や新聞、雑誌などの定期刊行物は除く)を備え、借出を促進し、母と子を対象に図書貸出し、読書相談等を行う事業とする。
 - イ、図書年間貸出冊数は、二〇〇冊以上とする。
 - ウ、貸出し者行目数は、年間一〇〇〇冊程度とする。
 - (2) グループ活動促進事業
 - ア、公民館において、文化、創作、英、国語、工作等活動、科学活動又はスポーツ活動を行う母と子のグループを育成する事業とする。

- イ、育成するグループの数は、二グループ以上とし、グループの規模は、二〇人以上、二グループの年間活動時間は二〇時間程度とする。
- 四、補助総額
 - ア、読書奨励費、消耗品費、印刷製本費、巡回経費、会議費、図書及び教育費、職員賃借料。
 - イ、補助総額
 - ウ、補助総額の二分の一以内の定額。
- 母と子の公民館活動促進事業補助事業の運用について
- 一、購入する図書の種類については、公民館運営協議会の意見を受けて決定する方法を講ずること。

- 二、公民館は、当該市町村有図書館(設置市員にあっては新設私立図書館)との協力を密にし、図書の選定、整理、貸出し、補修、読書指導などについて、専門的、技術的協力を得るよう努めること。
- 三、借書員は、図書の選定、貸出し、読書相談及び読書会の指導などを行うものと、活動的な役割をもって充てること。
- 四、貸出しし、貸出期間等については、地域の状況、利用者の状況が十分考慮して決定すること。
- 五、グループ活動の内容等としては、算術、国語、工作、科学、観音ホウ等が考えられるが、こどもの発達段階や地域の事情を考慮してグループを編成する

- 六、グループ活動のために必要設備、活動者を用意するほか、その際に関連して、高齢者や年少少年などの協力を得るなど、世代間の交流を図らうこと。
- 七、グループ活動の運営にあたっては、参加者の安全を確保に十分配慮するとともに、借書員、少年自然観察会などの連携を図り、その協力を得るほか、他の公民館グループとの交流、野外活動、動植物観察会等を取り入れるなど、積極的な努力を怠らざることを。
- 八、この事業に対する補助金の額は、補助対象経費の二分の一とする。ただし、補助金の総額は三〇万円以内、身元保証額は二〇万円とし、一百万未満の冊数は切り捨て。

昭和50年度公立図書館施設整備補助金交付決定一覧

補助事業名	施設名	延面積㎡	交付総額千円
千葉縣柏市	市立立圖書館	2,005	57,000
東京府小金井市	市立立圖書館	1,825	49,000
〃保谷市	市立立圖書館	573	15,000
〃清瀬市	市立立圖書館	506	15,000
〃文京区	区立立圖書館	2,303	57,000
〃大田区	区立立圖書館	1,186	35,000
〃町田市	市立立圖書館	320	15,000
東京府板橋区	区立立圖書館	4,934	109,000
東京府板橋区	区立立圖書館	2,186	57,000
山梨県都賀市	市立立圖書館	1,068	35,000
長野県軽井沢町	町立立圖書館	683	21,000
静岡県下田市	市立立圖書館	763	21,000
愛知県名古屋市中区	市立立圖書館	1,129	35,000
大阪府大阪市東区	市立立圖書館	645	21,000
〃富田市中区	市立立圖書館	764	21,000
〃豊中市	市立立圖書館	1,039	35,000
山口県新陽市	市立立圖書館	1,602	49,000
〃光市	市立立圖書館	1,308	35,000
計			682,000

昭和50年度公立図書館施設整備補助金交付決定一覧 (自動車庫)

都道府県名	補助事業名	施設名	補助金額千円
群馬県	市立立圖書館	市立立圖書館	1,000
千葉県	市立立圖書館	市立立圖書館	1,000
東京都	市立立圖書館	市立立圖書館	1,000
富山県	市立立圖書館	市立立圖書館	1,000
愛知県	市立立圖書館	市立立圖書館	1,000
兵庫県	市立立圖書館	市立立圖書館	1,000
大阪府	市立立圖書館	市立立圖書館	1,000
和歌山県	市立立圖書館	市立立圖書館	1,000
北九州市	市立立圖書館	市立立圖書館	1,000
福岡県	市立立圖書館	市立立圖書館	1,000
計			10,000



全国公共図書館協議会
東京都中央区図書館内
5-7-13
電話 03(442)8451

公共図書館と 国立国会図書館

国立国会図書館
理事長 陶山 国 見

「国会が、国立が」は左手の論議

国立国会図書館は、日本で唯一のナショナル・ライブラリーとしての業務を行なう国会の図書館であって、国会法第三〇条および国立国会図書館法第三条にあるとおり、図籍館資料を収め、国会議員の調査研究に資するとともに、行政・司法の各専門に対し、また日本国民に対して、図書館業務を推挙することを目的としています。
このことをもう少し詳しく聞察しますと、国政業務に参与して必要な資料や調査報告を収集することが、議員の第一業務の仕事であり、実はこれに国民の

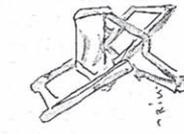
代表の集合体である国会自らが広汎な情報収集を所掌するところの強い意味があらわれているとも申せます。しかし、他にナショナル・ライブラリーは設けられないなら、国会の中核図書館の仕事も引き受け、国の行政・司法部門に對しては勿論のこと、日本国民一般に對しても、この図書館業務に關しては、最終の責任を帯びていることを要しています。
よく国会の図書館員から国民への声とすがおろそかにされているのではないかと、という批判を耳にするのすが、現実には国会優先の名目で国会以外が



らの要求が相俟した実例は、私の経験では一度もありませんでした。そして、個人の「国会が、国立が」といった個人的な対立関係は全く存外で論議の対象とは思いません。さらに、図書館としての実体業務的に認識をいさよえすれば、奉仕の対象が国会でもなくとも、それは場によって違ってくると思えます。

「図書館業務」の特色
では、具体的に「図書館業務」といっても、どのような業務のものが提供されるのか、これは基本問題として二本の柱を想定します。第一は、図書館の根本である図書の網羅的な収集とその整備であり、第二には、この網羅に關した書誌活動であります。

第一の柱のなかに、最も重要なものは、簡潔に本章を第三五條に規定されている図書収集の制度であります。第二四條は国会法、第三五條は開出出版物の納入については、国際交換を認める土に、別に資料購入費計上され得ることまで規定するところから、採集制であることも和書については国内で最も強力なコレクションを構築し、整備して、これをデシマル・コレクションと呼んでほしいと思いますが、日本の文化財でも図書館資料は極めて重要な拠り所ともなう業務を営むるに付て、



とにかく、調べるならば、何ら資料が揃っているように思いました。かりになくとも、この図書館にあらぬか、産生したものを届けたいということになります。
一方、第二の柱としては、和書の収集について、網羅的な整理を確保する結果としてのタイムリーな書誌サービス、つまりドキュメンテーションを推進する

公共図書館への協力の現状とこれから

「獲物」のしているところ、前記がナショナル・ライブラリーとして本に獲得するたに、どうしても国内各館図書館間の協力の中核となっており、他の図書館を確保する必要があると思えます。他国、国際的に日本を代表する図書館として、諸外国と通函館との間で、資料の貸借に政府出版物や文獻館の交換をはじめとする、関係業務を担うべきはなかりきと。こうした国内外の協力業務は、消滅は推進部が果たして

ことをあります。特に、国内刊行の全出版品を網羅して運用する責任をもつ書誌の発行については、コンピュータによる録音・録画技術の開発を通じて、音源の取捨をとり進めようとしております。全図書館で、現在、進捗としての「国本選定」と年刊の出版品としての「全日本出版物目録」をめぐり、別に二〇年ほどの網羅の書目録があるので、再行の進めものはより早く内容を発表するべく、まはさらには調査をいたします。

こうした書誌サービスは、専門書誌や印刷リストを含めて、他の図書館に行ける努力を肩がかりする結果となるべく、ナショナル・ライブラリーとしての最前業務と申さざるをえません。

国立国会図書館法(抜)

第二条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を収集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各専門に對し、更に日本国民に對し、この法律に規定する図書館業務を推挙することを目的とする。

第二十条 図書の購置により又は他の諸機関から、右の意に適合する出版物(図書のもの及び形式、ひな形その他の形のものを除く。以下同じ)が獲得されたときは、当該機関は、公用のために並びに外国に開出出版物との国際的交換の用に又はその他の国際的交換の用に供するために、その発行部数が五百部以上るときは三十部、その発行部数が五百部未満るときは館長の定めるところにより三十部未満の部数を、専らに国立国会図書館に納入しなくてはならない。(以下略)

第二十四条の二 諸国若しくはこれに對するもの諸機関より又はこれ

ます。以下簡単に説明しますが、統計数字はすべて昭和五〇年度のものだ。
一 印刷物の資料は逐次刊行物を主として年間累計の数字によるものを、県立図書館クラスを中心に、たゞとえば「立国図書館」では三〇三冊に「納本週報」は九〇冊に送付するなどの再送付制度を定めています。もとより十分とはいえないが、予算・人手がつかぎり今後増強のつもりであります。なお、別に贈る方法もありませんのでお問い合わせ下さい。
二 図書館間の貸出は、個人貸出をしていきますので、非の利用者が当分の図書事故に利用した場合はこの制度によるかありません。県立図書館には七一九七五冊、市立図書館には二一九五三三四冊を貸出しています。
三 当館蔵書の購買価格は、県立は一九〇〇円、市立は五五五円となっています。購買は少ないですが、ひとつには東京都内の図書館にはなるべく直接来館を願っているせいもある、この分は統計に入っていないです。
四 エンブレムは、文書によるものでも数字だけですが、県立三二九七冊、市立二七七件となっています。これらはほぼほぼすべて揃っています。
五 図書館協力出版物は、県立二四四冊、市立二六六冊で、これも多岐にわたります。ほとんどが国内で発行し

た重慶費だけを対象としており、積極的に他館未採用を引受け必須とする前にまわすといういわゆるライブランク・ハウスまでは今はどうも手が届かないので、これだけにまとまっています。
六 印刷物で購入価格が、全セクタの一割購入と一枚あとの個別購入を合せて、県立二七冊、市立四冊です。公共図書館以外を含めた全体としては、三二八五三二四冊に達しており、その大部分は大学図書館です。公共図書館の採用率は低いと云いますが、印刷物に導入するためのいろいろな取組を講じたと思っています。
最近、新聞に開始した業務として、当館所蔵の学術資料の朗読録音サービスがあります。その対象は、いまでもなく全国の様々な雑誌や文庫の複製を必要とする人々です。書籍士本人に対しては録音テープの複製貸出はしないが、あらかじめ取りもめる図書館を呼び、図書館間の貸出の形式で利用して頂くことになっています。この業務については取りかき、前六〇の公共図書館の厚意に感謝する所であり、また、
もっと知りたい努力経費
こうした経費をみるに比べても、また努力経費を拡大強化すべきであり、当館の不足を痛感いたします。このためには、ますます公共図書館との交

渉の機会を前にも積極的に求めて行かねばなりません。
現在、当館が全国の都道府県立および新設都立の図書館長を招き、昭和三年からは毎年度集談を開催しています。ここでは、当館の業務と各公共図書館の活動とが相互の関連性にあると相互の認識の上に立ち、隨意な意見の交換と人的なつながりの強化とに重きが置かれています。これは、毎年の全国公共図書館協議会の前日を日交として開催されます。
また、業務を中心とした職員分科別とか地理別に設定してできるだけその機会を増やしたいのですが、公共図書館から前席を派して原稿を頂けると有り難いと思っております。
公共図書館の組織である別業会や日本図書館協会公共図書館部会の役員会等には、当館からも必ず出席しておりますが、その時、各地で進まな日々、研究発表等にも前席職員を派遣することに、前席の許すかきうに要請にたいは願望は持ちませんがありません。
公共図書館と当館とのかかかあいの現状については上述のとおりですが、公共図書館を中心としたそれぞれの地域計画の將來の活用も考えあわせて、今後当館とどのような連携努力を組むのが最善かであるのか更に検討中であり、こうした問題についても、当館職員の間でことを行なうよりも、

らの諸議会のほか、前条第一項規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、前条規定に準じて、その出版物を直ちに同国会図書館に贈するものとする。
二 市(特別区を含む)以下同じ)町村若しくはこれに準ずるもの諸機関により又はこれ等の諸機関のなる、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、前条の定めるところにより、市又はこれに準ずるもの場合には、前条の定めるところにより、町又はこれに準ずるもの場合には、前条の定めるところにより、当該出版物が発行したときは、前条第一項に規定する出版物を發行し、又はその複製を發行する場合を除いて、次掲の日から三十日以内に、最良の安全管理の一節を同国会図書館に贈しなればならない。
第二十五條 第二項若しくは前条第一項の規定による出版物の納入をしなうときは、その出版物の小売価格(小売価格のなりきはこれに相当する金額)の五割以上の金額以上の額に処する。

公共図書館の運営をたしかめ、従わなければならないこと、この点で多く意見を聞かして下さい。
教えてほしい書物出版のこと
こちらからも、事はお願いもあましも、それは特に地方の出版物についてであります。業務にわたりましたように、当館は国の納本図書館として、国内すべての出版物の納入を受けているのですが、なかなか地方の出版物を採り上げることができません。そのために、は一番力になつて頂けるとは、公共図書館であります。公共図書館は、それ、その県市町村内の出版物の採り上げを確保する義務があることをおぼえていたのですが、その際に何らかの形で、

で、その出版情報を早く伝えて頂く、あるいは納本業務についてのアドバイスを出版準備にして頂く、と大変有難いことです。もし、それぞれ努力出版物について、これは印刷用紙、これは納本用というところまでとめて下さればお喜ばしいです。これは現状は大へん困難なところもありません。
そして、このことに関係してのもうひとつは、地方の期待は、無言と云うよりも幅広い概念で、各自の地域に關する意識を整理し、その地域に關しては、こちらこそ教示を頂くことです。むしろなれば、公共図書館であるに、ごまかす、その問題点を分析する等、印刷物ともなると考えられるわけですね。

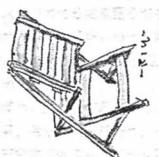
将来計画の策定について
アメリカでは、今後日本経済はかつての高成長時代から、漸進を重んずる高度成長期に入ることと懸念されるので、そうした場合の上で、経営計画は、どのように進められるべきでしょうか。
最近、米国の図書館、情報科学に関する調査委員会による「図書館、情報科学と高度成長期のアライアンスを描いた報告書」(一九七五年)が、報告で述べられた公共図書館の現状についての弊害は、公共図書館は米国の図書館に

調査研究論文の募集!

全公図では、今年度事業の一環として、前年度にひきつづき、公共図書館関係者による「公共図書館に關する調査研究」を奨励するため、下記により助成を行なうことになりました。
記

- 主 題**
○「公共図書館に關する調査」
○個々のテーマ・フォーマットおよびその内容は主眼に関連するものであれば結構です。
- 応募資格**
全国の公共図書館の館長および職員の個人、またはグループ
- 報告の内容**
1万~1万5千字
- 論文の採出期限**
昭和52年1月31日
- 全文の採出先**
全公図事務局に送付すること。
- 研究奨励助成**
4万円程度
- 助成の決定**
昭和52年2月開催の全公図理事会で決定。
- 論文の発表**
論文は「昭和三十五年調査研究報告書」に掲載いたします。

として、自らその行政の力をこめて、調和ある図書館協力体制の實現について、若くはよりなお、真摯な進めなければならぬでしょう。
これは、図書館業務の側と行政の側の深い互理解や業務の連携が絶対に必要であることはいふまでもなく、当館として、よりかえし、強く、強く、一切の努力を惜しまない所であり、各館におかれましても、一層この原稿のほうをお願いいたします。
すまやかに



昭和51年度全公図事業計画

1. 総会および理事会

- (1) 総会 日 時 51年6月24日(木) 都立中央図書館
- (2) 理事会 第1回 51年5月20日(木) 京 東
- 第2回 51年11月上旬 近畿地区(予定)
- 第3回 52年2月中旬

2. 会の活動

- (1) 図書館関係国家予算の増額運動

3. 研究調査活動

- (1) 全国研究集会

日 時 51年6月24日(木)
場 所 都立中央図書館講堂

(2) 委員会活動

委員	担 当	テ	マ
北 日 本	道	小図書館の振興について	マ
関 東	茨 城	船外奉仕活動の業務と職員の問題についての考察	
東 海	岐 阜	過去9年間の各地区研究成果のまとめ	
近 畿	大 阪	図書館の振興方針について	
西 日 本	香 川	図書館の現状と現状について	

(3) 読書普及活動研究集会

地区名	担 当	テ	マ	期 日	会 場
北 日 本	岩 手	図書館奉仕拠点の拡充と利用の促進		10月21~22日	盛岡地区合同庁舎
関 東	群 馬	家庭読書の普及はどうか		9月8日	上 毛 余 館 (前橋市内)
東 海	北 陸	富 山 生涯教育と読書普及活動		9月10日	高 志 余 館 (富山市内)
近 畿	大 阪	読書普及をはかり図書館づくりをすすめるために		11月29日	中之島公会堂
中 国	岡 山	親子 読 書		2月上・中旬	岡山市内
四 国	香 川	種々の生活集団の中で、読書活動をどうすすめた		11月中旬	県立図書館
九 州	福 岡	読書グループ活動の問題点		11月9~10日	大和ビル大ホール (福岡市内)

(4) 研究調査報告書の刊行(2個)

- 「昭和51年度研究調査報告書」
- 「昭和51年度読書普及活動研究集会報告書」

(5) 調査研究論文の募集

- 研究奨励費 4万円
- テーマ 「公共図書館の行政に関する研究」
- 応募資格 全国公共図書館職員 (1ページ参照)

4. 情報活動

- (1) 公報の発行 年2回
- (2) 都道府県指定都市立図書館情報交換資料の作成 年1回

5. 表 彰

表彰規則により行う。表彰式 51年6月24日(木)
表彰規則により行う。

昭和五十一年度全公図定期総会のあらまし

日 時 昭和五十一年六月二十四日(土)
午前十時~十二時三十分
場 所 東京都立中央図書館講堂
議 長 前川 勝(名古屋県立中央図書館館長)
出 席 者 九十一名(他に客員二百四十名) 定足数を満たして総会は成り立った。
来 賓 文部省社会教育課長 佐田 俊次郎氏

- 議 題
- (1) 総会の承認について
千葉京原図書館長日高八氏の館長退職に伴い会になってい館長に、理事会で選定した神奈川県立図書館館長備厚直夫氏が就任することが承認された。
 - (2) 昭和五十一年度事業計画及び決算の承認について 原案とおおむね承認した。
 - (3) 昭和五十一年度事業計画及び予算の決定について 原案(欠けし)のとおり決定した。
 - (4) 昭和五十一年度図書館関係国家予算に因す事項について
原案が修正された決定した。修正された点は次のとおりである。すなわち、読書奨励費の項目中、補助対象の

限度を、「全国図書館の設置と運営の引き合い基準案」に示す前額としているが基準案に示す前額が示されているのは、分類だけである。またその前額についても十分なものとはいえない。従ってこれを限度とするのはおかしなところという意見が協議の結果、この部分について「その必要とする事業前額」ということになり承認された。
なお、総会に於いてつきつき十時三十分から表彰式 午後からは全国研究集会が開催された。全国研究集会においては、昭和五十一年度各地区委員会活動の成果が報告された。表彰式については8ページに記載

文部省その他に陳情

総会が行われた日の午後、全公図会長 藤野事務局長と会談した。その中で、今後には、読書奨励費ともつこう運動を断りに、公共図書館の充実のため協力することの必要が認識された。その他陳情先は次の通り。
一 新卒(会議員議員 新田中事務局長) 全公図研究集会議長 全公図研究集会 会 長 藤 野 氏

昭和五十一年度全公図図書館の予算増額に関する要請書

最近における急激な社会構造の變化特に余暇の増大は国民の読書需要を急増させてきました。これに對する図書館の現状は著しくもたぎわめて不十分であります。また昭和五十一年度の窮乏した財政状況により図書館の運営は著しく困難なところであります。よって四はこの状況に對して図書館未整備町村の解消、図書館奉仕網の整備を中心課題として、公共図書館の整備を願うため、昭和五十一年度

の予算増額にあつては、大要財政措置を講ぜられるよう次の事項について後述のご意見を要請します。
記
一、施設整備
図書館の施設整備を図るため、現行の施設整備費を大幅に引き上げ、現行計画のあつての公共図書館に對して、その必要とする建築面積は、前年度の建築補助費を基礎として、前年度の三分の一増額を要請された。
二、移動図書館整備費補助
図書館奉仕網整備の一環として、移動図書館車整備費の増額を要請する。更新の切迫期が、設備補助として

一、平均購入価格が〇〇万円(償却費)に五〇万円を上限とするものとする。二、三分の一増額を補助された。
三、移動図書館用車整備費補助
同じく図書館奉仕網整備の一環として、移動図書館用車整備のため、一車あたり平均購入価格が五〇〇万円(三分の一増額)を補助された。
四、海外派遣費の増額
図書館職員を海外派遣するの件が、増額を要請された。その派遣費の増額に増額された。



近ごろ思うこと

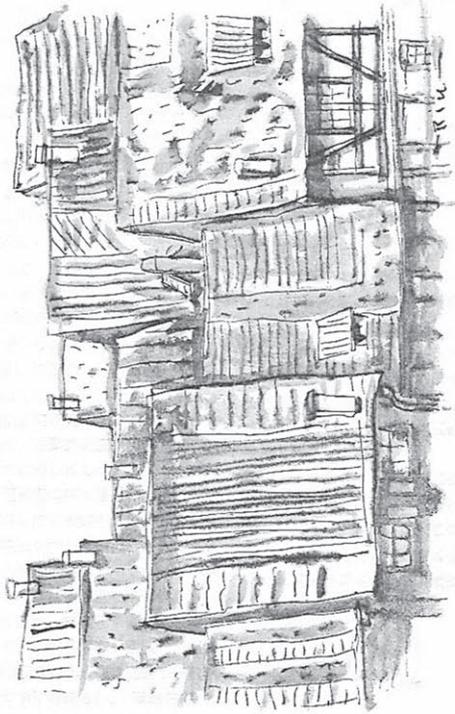
■ 公共図書館の存在意義にふれて ■

河 村 稔

何が正しいか

近ごろ世の中が異常だとか「天候が異常だ」とかよく言われる。誰かどそに違いないが、考えようによってはこれはかなり無責任な言い方のものである。なぜなら、異常とも風雨は別に平常な状態を明確に認識してそれと比べていうべきであらう。それならば平常な状態をどうとらえるかというところが非常にむずかしい。

天候の異常だと平常的のものやものを考えることもできるが、人間関係や社会の問題になると必ずしも一つの側面を考えるとできない。しかし、人間が社会生活している本願を追求するならば、人間の生き方や人間と人間との関係、人間と社会の関係について当然に「普通」の価値観が生まれてくるはずなのである。それなのに、今もって現代日本の社会にこうしたコンセンサス



が得られないこと自体がむしろ異常だともなう。

最近マスなど老人や身障者優待が撤廃されるようになった。しかし、その精神や制度そのものは結構なものをした配慮がされなければならぬことが問題である。ところで、「創造性・主体性・豊か・女性性」の育成という教育目標が多小・中学校で掲げられてからは随分と久しい。それなのに現実にはむしろ機械的・画一的・感覚的な人間が多くなり、エゴや他人への無関心という風潮が生じているのは一体どうということなのであろうか。私は学校教育を批判するつもりはないが、問題は社会の現状からの必然的な結果だと簡単に片付けてしまう点にあると思う。一つの考え方ではあるが、このように批判とは反対の結果を生む要因の一つは、目標達成の過程に「甘え」が介在しているからである。つまり、流行語になった「たてまえて本音」という両面建の発想が甘えの構造を積み立ててしまい、きびしさ

の必要性を忘却するおそれを感じる。ことになったからにはなかなかに甘えに馴れるとそれがかなりまことになってしまうことが気になるのである。

公共図書館の存在意義について

全く勘違いなことを述べてきたが、実は現在社会が言うべき最も大切なことと思われることを例に一つ、もの考え方について「公共図書館」の重要性を指摘したかったのである。さて、図書館奉仕について「いつでもどこでも、だれでも」ということがいわれる。私もこの原理は理解できるが、「なぜ、そのような図書館奉仕が必要なのか」ということになると強さや弱さの議論は五分五分でないように思う。「知る権利や学習権の保障が憲法」といってそれまでだが、それだけでは公共図書館の存在意義を認識させるのに納得力が不足である。さらに、情報化社会における図書館の役割を強調することによって図書館の価値を認めさせようとすることも、目的はずれたばかりで議論がとまらぬ。なぜならば、情報化社会というものは「急激な多量な情報」が流入して「社会」という環境

の認識が一般的であるからである。

これを一歩進めて「情報化社会」とは急激な社会の発展過程の中で噴き出されてきた人間性を回復し、高度な知的開発と個性的な選択力の蓄積によって、新たな創造社会をつくりあげる調和的社会」というような理解の仕方をしてみると、図書館への期待はさらに大きくなるであろうし、図書館自体も幅広い活動領域を見出し得るのであろう。

現在、市町村立図書館で貸出の児童児童奉仕の拡充がいわれ、いすれも急速に伸びてきている。しかし、図書館の機能の中で貸出や児童奉仕がいかなる意図で重視されるのか、と唯、要求があるからだけなのか、ということも、公共図書館の社会的信頼性という観点では「平等性(普遍性)」を確立する必要がある。

叱られるかも知れないが、資料室の理解にしても、その基本原理が資料の組織化であり「資料」に内在する実体を求めて主体的に動する作業であるのに、単一資料の番号付与という一面だけが重視されたり、目録規則の形式理解だけに終るならば、やはり図書館には「平等性」がないということになる。



公共図書館は本質的には教育機能や文化機能さらには社会医療的機能をもち、これは個人の自主的な人格向上と生活発展、そして社会の総合的発展に寄与する援助的機能をもつものである。

しかし、このような公共図書館固有の機能も、他の多くの教育施設や社会施設の機能と構造的に組みあわせて総合的に社会的役割を果たしていることを忘れてはならない。ともすれば自己の因循分断のみに眼を奪われ、極端な言い方をすれば「施設エゴ」が現われがちであることを附言しておきたい。

ここで大切なことは、このように他の施設との因連を十分考えた上で、図書館だけにできる活動領域を認識するならば、そこに本来の意味の公共図書館の価値が見出されることになるであろう。

一粒の麦

新約聖書に「一粒の麦ももし落ち

全公図の新会長決まる

都立中央図書館長奥野定通氏に

昨年の十一月、東京で行われた「全国図書館大会」の日程にあわせて、全公図の臨時総会が開催され、新会長が推挙された。

全公図の前会長であった吉岡晴氏（前都立中央図書館長）は、昨午十二月二十一日付で、都立中央図書館長を退職。それと同時に、新会長に就任した。その後は、副会長の村野武氏（前都立図書館長）が他の三人の副会長と相談しながら会長代理をとなしていたが、なるべく早く正式の会長を決めたほうがよいとの考えから、前日臨時総会を開催することとなったのである。

臨時総会は、五十二年十二月二十



五日、午後三時三十分から、都立中央図書館で開催され、全国から約七十名近くの出席者があった。臨時総会という事で心配された委任状も皆様のご協力のおかげで、三百通近く集まり、定足数を満たす会は成立。新会長として、理事会から推挙された都立中央図書館長奥野定通氏を承認した。（写真奥野氏）

奥野氏の略歴

大正15年2月21日生
 昭和23年東大法卒
 昭和23年統計委員会事務局
 昭和42年行政管理庁統計基幹局課長
 計審審査官
 昭和43年東京都広報室広報部長
 昭和45年総務局主幹
 昭和46年広報室長
 昭和48年研究調整室長
 昭和49年企画調整局次長
 昭和50年都民室長
 昭和51年都立中央図書館長

こあいさつ

奥野定通

昨秋の臨時総会で承知をいただき、会に就任いたしました。諸先輩をさしおいて重任の重い役目を負うことになりましたが、メンバー各位の力を借りさせていただきますが、大役を果たしたいと願っております。

全公図の公共図書館は、日本の図書館界の中核として養育に発展を重ねてまいりました。しかしこの発展がさらに定着しようとするとき、経済情勢の激変によって自給体はおしなべて著しい財政難にあえぐ状態となりました。公共図書館もまた沈滞か陥穽の峻険にあるといえまじょう。

いままでの発展によって、公共図書館による市民の期待は著しく高まっております。この期待を背にして、現実の厳しい情勢を拒んでいることが公共図書館の新しい責務であるかと思ひます。それはまた直ちに全公図の任務でもあります。

全公図が十分な活動を行なうより、メンバー各位のご協力とお励ましを重くお願いする次第です。

て死なばただ一つにありなん、もしも死なば多くの事を結ぶべしとある。不孝にしてその真意を知り得ないが、私はこれを遺産継承の女史の一面としてとらえてみた。

図書館資料は一人の人格ととらえている。従つてそれは他にかけがいのないもので、それらが集積され組織化されたときの価値は非常に高い。個別的であるとともに総合的に構造的である。

一冊の資料が一世で終らぬための方法は、図書館のみによつて開かれるものであることを強く強調しておきたいと思つたのである。

かわらみの氏
 (岐阜県立図書館員)

河村さんは戦後、民間企業や中学教員を歴任し、岐阜県教育委員会事務局を経て昭和四十五年から都立図書館長。また、全公図の副会長でもあります。一昨年の暮れ、木をお出しになりました。父・私・子一人の遺産について「出版社は教育出版文化協会（岐阜市柳ヶ瀬通り七三二）です。」

公共図書館予算にきびしい査定

昭和五十二年度国庫予算案決まる

例年、暮れもおしつまつて行われていた来年度国の内示、各府の概算に対する大蔵省の査定が、今年度は、繰上りのためおくれ、年が明けた二月十三日、夕方から夜にかけておこなわれ、十四日、その結果がわかった。

十四日、文部省社会教育課に電話したところ、「すべて昨年どおり。ゼロ査定です。」と徹夜づかれの返事がかつてきた。

来年度は計画数も多く、予算がたりないのではいかといわれているが、国庫の削減が認められず、昨年どおり。また、新規に要求していた設備補助、マイクローリダインターなどの購入補助（近代化設備）も認められなかった。

その後、要請におわたって復讐交渉が行われたが、結局、ほぼ最初の返答通りに決まった。（次ページ表のとおり）

なお、この予算案については、去

る二月三日、東京都立会館で開催された「文部省主催「全国社会教育主管部課長会議」において、閣議がおこなわれていた。補助削減懸念等の詳しいものは、まだのところがないが、発表されるよりも、先ず財政委員の閣議者に通告されれば、その様子かきけるはずである。

望まれる政策的提議

公共図書館に対する国の予算は、総額でも、十億円を超え、文部省社会教育助成予算三億五千億の中のおよかに、約四パーセントを占めるほどです。その社会教育助成の全予算額が、省予算に占める割合が、また〇・八パーセントという小さなもの。

公共図書館削減について、政策的な提議が、切望されることである。

こそとのおり、この予算は、図書館だけ削減し損なっているものではなく、あくまでも、社会教育の一部として、他のもとと一緒に組まれているものであり、削減に図書館のための被害をとりなすのは困難

公立図書館に対する国庫補助予算のうき

	施設費補助	巡回用自動車補助	巡回用資料費補助	高等学校等補助
昭和46年度	90,000千円 @15,000千円3館 @5,000千円9館	10,000千円 @3,000千円の1/10台	10,000千円 @4,000千円の1/5台	6,384千円 @228千円の1/156台
47	500,000千円 @25,000千円20館	10,000千円 @3,000千円の1/10台	10,000千円 @4,000千円の1/5台	6,129千円 @228千円の1/56台
48	500,000千円 @25,000千円20館	10,000千円 @3,000千円の1/10台	10,000千円 @4,000千円の1/5台	6,129千円 @228千円の1/56台
49	600,000千円 @30,000千円20館	10,000千円 @3,000千円の1/10台	10,000千円 @4,000千円の1/5台	6,384千円 @228千円の1/156台
50	720,000千円 @36,000千円20館	10,000千円 @3,000千円の1/10台	10,000千円 @4,000千円の1/5台	6,129千円 @228千円の1/56台
51	840,000千円 @42,000千円20館	13,320千円 @3,000千円の1/15台 15台×0.888(補助)	10,000千円 @4,000千円の1/5台	6,129千円 @228千円の1/56台
52(案)	840,000千円 @42,000千円20館	12,787千円 @3,000千円の1/15台 15台×0.852(補助)	9,600千円 @4,000千円の1/5台 5台×0.96(補助)	6,129千円 @228千円の1/56台 ×0.96(補助)

であり、また予算の正しい理解とはならないので、広ベジのとおりに、やや円滑する部分をつくれば、予算作成して来た。

また左の表は、昭和四十六年度以降の補助金のうきをまとめたものである。

である。

なお、昭和五十一年度の補助金等の交付決定状況については、二月八日にならないとまもらないとのことなので、次回の会報でお知らせしたい。

昭和52年度国立国会図書館予算案(抄)

事	52年度予算	51年度予算	増△減
	千円	千円	千円
総額	5,468,661	4,992,357	477,304
(内訳)			
1. 国会に対する図書館奉仕の機能拡充			
(1) 立法資料購入費	15,045	12,440	2,605
(2) 日・加両国議会の立法関係の資料並びに情報交換に要する経費(新規)	3,086	0	3,086
2. 図書館業務の整備と充實			
(1) 図書館資料の充實	443,833	418,427	25,405
(イ) 納本代金	(77,042)	(70,038)	(7,004)
(ロ) 図書購入費	(163,999)	(163,999)	(5,778)
(ハ) 科学技術資料購入費	(197,014)	(184,390)	(12,624)
(2) 日録雑誌等の印刷費及び製本費の増額	132,939	120,630	12,309
(イ) 印刷費	(87,990)	(82,877)	(5,113)
(ロ) 製本費	(44,949)	(37,753)	(7,196)
(3) 視覚障害者に対する奉仕の充實	6,405	3,478	2,927
(4) 業務遂行のための機械化の充實	377,415	325,191	52,224
(イ) 電子計算機等借料	(230,557)	(217,809)	(12,748)
(ロ) 漢字処理機器の整備(新規)	(13,850)	0	(13,850)
(ハ) 和図書館システムの平年変化	(79,175)	(42,621)	(36,554)
3. 図書館等移力			
(1) 外国旅費(I.F.L.A.他)	9,900	6,330	3,561
(2) 官庁資料のマイクロ化(新規)	5,520	0	5,520
4. 別館調査の調査費	3,000	792	2,208

注:内訳部分には人件費、片費等は含まれていない。

昭和52年度文部省社会教育局概算査定事項別表から

事	昭和52年度概算要求額	昭和51年度予算額	昭和52年度概算査定額	昭和51年度予算額	52年度概算要求額
	千円	千円	千円	千円	千円
社会教育政策の充実に必要経費					
1. 社会教育主事講習等	38,077		36,455		35,180
(1) 社会教育主事講習	(36,684)		(36,684)		(36,684)
(2) 図書館司書講習	(1,393)		(1,400)		(1,245)
2. 以下略					
生涯教育の事業の振興に必要な経費					
1. 略					
2. 略					
3. 略					
4. 社会教育施設活動補助	244,500		172,080		150,000
(1) 母子の公民館活動促進費(公民館に図書を贈る)	250円/村 @ 1,500円×1/2 (187,500)		239カ所 @ 1,500円×1/2		公民館 200カ所 @ 1,500円×1/2
(2) 博物館活動促進費	38県 @ 3,000円×1/2 (57,000)		公民館 220カ所 @ 250円×1/2 (27,500)		博物館 19カ所
社会教育施設設備の整備に必要な経費					
(設備費補助)					
1. 略					
2. 公立図書館設備費	73,204		28,516		29,704
(1) 巡回活動促進設備購入費	(13,320)		(12,787)		(13,320)
(2) 巡回用自動車	15台 @ 3,000円×1/2 × 0.888 (39,840)		15台 @ 3,000円×1/2 × 0.852 (38,550)		15台 @ 3,000円×1/2 × 0.888 (39,840)
(3) 巡回用資料	15台 @ 4,000円×1/2 (30,000)		5台 @ 4,000円×1/2 (20,000)		5台 @ 4,000円×1/2 (20,000)
(4) (新規)近代化設備購入費(マイクローリナープリンター)	47県 @ 1,000円×1/2 (23,500)		(0)		(0)
(5) 点字資料購入	58カ所 @ 228千円×1/2 (6,624)		58カ所 @ 228千円×1/2 × 0.888 (6,384)		58カ所 @ 228千円×1/2 × 0.888 (6,384)
(施設費補助)					
1. 社会教育施設費	8,580,000		6,856,000		5,966,000
(1) 公民館	260館 @ 28,000円 (7,280,000)		262館 @ 22,000円 (5,764,000)		250館 @ 20,000円 (5,000,000)
(2) 公立図書館	20館 @ 50,000円 (1,000,000)		20館 @ 42,000円 (840,000)		20館 @ 42,000円 (840,000)
(3) 公立博物館	6館 @ 50,000円 (300,000)		6館 @ 42,000円 (252,000)		3館 @ 42,000円 (126,000)
2. 略					
(設備費補助)					
1. 視覚障害ライブラリー設備費	368,167		301,180		290,820
(1) 新設視覚ライブラリー	(55,500)		(53,280)		(55,500)
(2) 既設視覚ライブラリー	(312,667)		(247,900)		(235,320)
318カ所					

注:1/2, 1/4等の数は補助率, 0.888, 0.96等の数は経費節約のための実績である。

国立国会図書館 予算案

新たに、資料マイク ロ化など

国立国会図書館の来年度予算案が、さきの文部省予算案と同時に決定し、新規に要求していた資料マイクロー化に要する経費などが認められた。この事業の内容についてはまだ未定の部分もあるが、外国向けマイクロー・フィッシュ作成が主となるようである。来年度予算は、五億六千九百万円今年にくらべて、四億七千七百円増である。内容のあらましは右ページの表のとおりである。(内容は、人件その他を除かれている)

なお、一昨年から事業を開始した報文記者に対する兼任の機軸費は、二億近く伸びた。機軸化についても新規事業(電子記録機)が認められている。

また別冊計画の調査費、三百万円認められていることなど注目される。国立国会図書館の事業条件内容等についての詳細は、また次号以下でお知らせした。

昭和52年度
国立国会図書館
予算案

国会図日誌 (昭和五十一年度)

- 51・5・20(木) 午後2時第1回
理事会、於都立中央図書館
(内容)
1. 役員補欠について
2. 昭和50年度事業報告及び決算について
3. 昭和51年度事業計画案及び予算案について
4. 表彰及び感謝状について
5. 国家予算に関する要望について
6. 銀行借入金について
7. その他
- 51・6・24(木) 午前10時第1回臨時理事会、於都立中央図書館
(内容)
1. 副会長の互選について
(神奈川県立図書館長 堀田 氏を互選)
2. その他
- 51・6・24(木) 午前10時第2回臨時理事会、於都立中央図書館
(内容)
1. 副会長の互選について
(佐賀県立図書館長 堀田 氏を互選)
2. その他
- 51・7・31(土) 前会長 岡田氏 辞任
51・11・25(木) 午後2時第2回
理事会、於都立中央図書館

- 1. 役員承認について(新理事及び副会長 堀田氏を承認)
- 2. 昭和50年度事業報告及び決算承認について
- 3. 昭和51年度事業計画及び予算案の承認について
- 4. 昭和51年度事業計画案及び予算案に関する要望について(表彰式(午前11時30分から)受賞者 歌助図書館協議会委員 島立三種氏他6名。感謝状(贈呈 前都立中央図書館長 堀田氏他2名。書簡送付 佐賀県立図書館長 堀田氏他2名。研究集会(午後1時30分から)昭和51年度各地区委員会活動の成果について、それぞれ地区担当者が報告)
- なお、当日午後、総会で決定した報告事項について、文庫省その他に陳情。
- 51・7・2(金) 午後2時国会
事業(委員会委員及び協議委員
活動研究集会 地区担当者
会議、於都立中央図書館)
- 51・7・31(土) 前会長 岡田氏 辞任
- 51・11・25(木) 午後2時第2回
理事会、於都立中央図書館

- (内容)
1. 会長の互選について(都立中央図書館長 堀田氏を互選)
- 2. 昭和51年度事業計画案(議案)の承認について(議案)の承認について(堀田氏を承認)
- 2. 会長の承認について(堀田氏を承認)
- なお、当日は、ひきつづき、文庫省から教育課 藤田課長 堀田氏へ、昭和51年度予算要求内容の説明し、それに対する質疑応答があった。
- 52・1・12(水) 昭和52年度国家
予算について陳情。衆・参議員
会館、他
- 52・2・17(木) 午後1時第3回
理事会、於都立中央図書館
(内容・予定)
1. 昭和51年度事業について
2. 調査研究論文について
3. その他

国立国会図書館全公団担当課・係

図書館名	担当課・係・氏名	電話(内線)	電線(内線)
北海道立	立庶務課企画係	吉川(01138)-6-	電話(内線)
青森県立	立本務課	三上(0177)-23-2901	(0775)-22-3872
岩手県立	立総務課	龍崎(0196)-24-2515	(075)-771-0069
宮城県立	立総務課	近(0222)-35-2401	(06)-203-0474
秋田県立	立総務課	阿部(0188)-53-	(065)-772-4660
山形県立	立総務課	藤原(0236)-31-2523	(0742)-23-8921
福島県立	立総務課	佐藤(0245)-35-3218	(07442)-4-1104
茨城県立	立庶務課	四郎(0282)-21-5569	(0734)-22-1706
栃木県立	立庶務課	荒井(0286)-22-5111	(0857)-22-4859
群馬県立	立庶務課	黒川(0272)-31-3008	(0859)-22-2612
埼玉県立	立庶務課	遠藤(0488)-29-	(0852)-22-5725
千葉県立	立庶務課	黒川(0485)-621(24)	(0862)-24-
神奈川県立	立庶務課	小川(0492)-44-	1286(35)
東京都立	立庶務課	藤田(0472)-22-	(0832)-21-1133
千葉県立	立庶務課	山口(03)-016(20)	(0832)-4-2111
神奈川県立	立庶務課	小林(03)-42-8451	(0886)-62-3151
東京都立	立庶務課	石井(045)-23-	(0878)-61-5582
神奈川県立	立庶務課	宮下(044)-233-	(0895)-41-
新潟県立	立庶務課	吉田(0252)-28-3240	1441(42)
富山県立	立庶務課	立田(0764)-36-0178	(0888)-72-6307
石川県立	立庶務課	清水(0762)-3291(225)	(092)-741-
福井県立	立庶務課	藤原(0776)-24-5167	8391(25)
山梨県立	立庶務課	藤原(0552)-26-2586	(0852)-24-2900
長野県立	立庶務課	松本(0262)-34-3251	石田(0958)-26-5257
岐阜県立	立庶務課	松浦(0582)-65-9136	吉田(0963)-55-6266
静岡県立	立庶務課	三浦(0542)-62-1241	(0975)-32-8185
愛知県立	立庶務課	徳谷(052)-371-	日限(0985)-23-2057
三重県立	立庶務課	奥田(0592)-28-2481	萩原(0992)-23-9241
			新田(0988)-32-2858

今年冬の寒さは前例す。この池のごおりが、夕方までよめないという日が続いています。

先日、ある県立図書館に電話をしたところ、電話口に出た方が、「今寒の外は雪ですよ。」といってくれました。東京ををれきよくと「こんなきれいだらう。見てみた。」など思いのですが、雪にもれ地地方の不慣れ、困難もまた想像できます。

(国会事務局)





全国公共図書館協議会
 東京都立中央図書館内
 東京都港区南麻布5-7-6
 電話 03(442)8451

東海の三館

奥野定通

伊勢湾台風の時名古屋に住んで
 いた。だが、浪濤、風、三河はな
 つかしい土地である。おりによく知
 っているつもりだったが、そうでは
 なかった。世の中には知らないこと
 が沢山あり、また世の動きそのもの
 が激しいのだと、いま思いをした。今
 回は旅であった。

会議のために岐阜へ参上した。会
 議の三日は雨であった。雨の日
 に旅に出ると、いのはどうもいけな

い。傘の重さが足を重くするの
 である。今回もそうであった。
 しかし岐阜の雨はよかた。雨の
 おかけで思わぬ見聞をしたからで
 ある。
 時おり激しく降るなかを岐阜公園
 にたどりつき、金華山の眺望台を見
 上げながら県立図書館に入る。河村
 館長に挨拶していただき、山崎さんと
 いう館員が入ってきた。しばらくの
 時間、館の軒下茶室してほしいとい
 うのである。小学生の集団が鑑賞の



説明をしなければならないのだが、
 この雨では河原が使えない。ついで
 は館の玄関前を使いたいということ
 であった。河村館長が快諾されたの
 はいりでもない。われわれも子ども
 もたちと一緒にその話を聞いた。

鶴岡が古事記に出てくること、風
 折鳥帽子が一枚の布でたちまちでき
 あがること、鶴岡のわらわが普通
 の半分の長さしかないことなどを初
 めて知った。山下さんが連れてきた
 鶴は十八歳。意外に長生きの鳥であ
 る。

無形文化財である山下さんには
 この夜また会えた。雨の中の鶴岡見
 物のときである。増水して川間は広
 く、雨を含んだ風が颯々と吹いて、
 鶴舟のかがり火が船の空の上で映え
 た。山下さんの鶴舟がわれわれの船
 に寄って来て、鶴に魚を争奪。吐
 き出させ、ナラのしほり方など、笑
 顔を見せてくれた。文字どおりの
 「鶴舟み」であった。

雨のおかげで鶴岡についてこ
 に詳しくなった。雨もすてたもので
 はない。しかし、それも河村館長と
 山下館長とのつながりがあったから
 であり、またこの館が川島市長が
 存在だからである。このことが私に
 とってはとても感動的であった。

戦いの好きさんの表情が明るく生々
 としていることも、館についての目
 信と誇りがあるからだだろう。広い奥
 内にはななびきり活動の姿を考
 えば、それは許せることである。

建物は決して大きくなく、些か古
 びてきているが、ここには獨逸感溢
 れる空気があった。

二三日の午後に散会して、名古屋
 に出る。この街はまだ変わった。訪れ
 るたびに近代的になっている。一〇
 〇m道路の並木は高く繁り、ビルも
 増えて、金鐘城はもはや日影たりえ
 なくなつた。

鶴岡公園にも地下鉄の駅ができた
 が、鶴岡中央図書館は大正十二年以
 来の建物である。敷地にわたってつ
 き足した書庫の部分が、外観でもす
 べり。壁の色ががらうのである。ま
 え、建物の古さが館の利用に制約を
 えていることは否定できないよう
 だ。正面玄関が事務専用であり、利
 用者は脇の入口から入館する。閲覧
 席の設置もできず開架書架も決して
 多くはない。天井の高い一般閲覧室
 はなつかしさをそそぎ、開架本の

調査研究論文の募集 !!

全公図では、今年度事業の一環として、前年度にひきつづき、公共図書館関係誌による「公共図書館
 に関する調査研究」を奨励するため、下期により助成を行なうことになりました。
 おもってご応募ください。

記

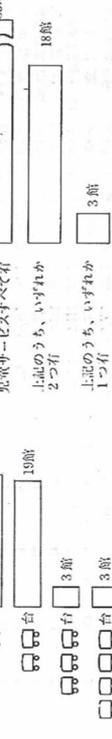
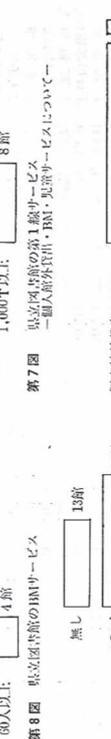
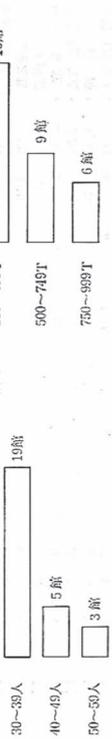
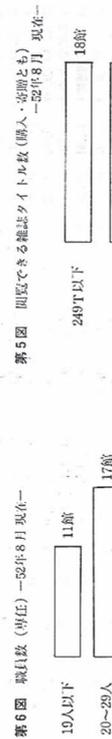
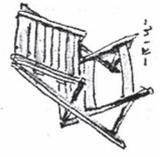
1. 主 題 公共図書館運営に関する研究
 個々のテーマやおよびその内容は主題に関連するものであれば自由です(未発表のものにかぎる)。
2. 応募資格 関係の専門家および職員
3. 報告の内容 1万~1万6千文字(400字詰25枚~40枚)
4. 論文の提出期限 昭和53年1月31日 全公図事務局に必着のこと。
5. 研究奨励費 5万円程度
6. 助成の決定 昭和53年2月開催の全公図理事会で決定。
7. 論文の発表 論文は「昭和52年度全公図調査報告書」に掲載いたします。
 なお、昨年度の応募論文は次の2冊でした。
 江利市立図書館 河東和光「図書館奉仕拠点の整備研究について」
 北九州市立中央図書館 小林和生「地域資料センター構想」

資料購入費 新刊図書数 雑誌数 種数 冊数 種数 冊数 冊数 冊数 冊数 冊数

Table with columns for library name, purchase amount, number of books, magazines, and staff. Includes sub-headers for '資料購入費' and '職員'.

職員は30人前後... 第6図のとおり、20人有り、30人に集... 中しているが、19人以下ではな... るところが最も多い。以上、都...

市町村立図書館への資料の援助は、借出方式が多い... 貸出方式が多い... 市町村立図書館への資料の援助は、借出方式が多い...



この調査は、毎年公開の調査... している「都道府県図書館調査」を... 利用してまとめたものです。このよ... かな形で公表させていただきます。... (事務局)

資料編

定期総会報告

52年度の総会は支那省社会教育局... 23日午後1時、公立中央図書館に...

昭和52年度予算

Table with columns: 科, 目, 52年度予算, 51年度予算, 増減. Rows include 収入の部 and 支出の部.

Table with columns: 科, 目, 52年度予算, 51年度予算, 増減. Rows include 収入の部 and 支出の部.

Table listing members of the National Public Library Association for 1952, including names, addresses, and titles.

53年度概算要求決まる (文部省)

53年度の図書館関係予算概算要求は、施設費補助のほか、従来のB・M補助・点字資料などを思いきって...

Table for library project requirements with columns: 事, 項目, 要求額, 内訳.

マイクロリダンプライターの補助金は、この中に含まれる。必らずしては、これら要求の獲得に努力を尽くしたいということ...

文部省資料より抜粋

図書館活動促進費補助

次のような事業の助成を行う。図書一五〇分所(二三所)増設都市一カ所を優先し、一事業一五〇万円の助成を助成することにより、かかる事業を促進を図る。

- ① 読書情報の提供 読書活動促進費のため、図書目録・時代図書リスト、読書指導手引等を作成し、学校、公民館、PTA等に配布する。② 読書指導に関する相談や研修の実施 管内の図書館の職員、学校図書関係者、PTAその他の社会教育関係者に対し、図書関係業務に関する相談に心当たり研修を行う。③ 読書読書グループ活動の育成 図書館の資料を活用して文学、美術、歴史、郷土等に関する系統的学習を行う専門講座を主催し、読書グループの育成をはかる。④ 巡回活動の実施 巡回図書を整備し、へき地...

等の人々に対し、自動車貸出しによる巡回文庫を実施する。⑤ 障害者サービスの実施 点字図書・録音テープ等の整備・貸出し等を行い、障害者に対する図書サービス活動を充実させる。

教育方法改善設備補助

- ① 教育機器充実策 1. 視聴覚センター・ラフレラ1. 公民館・図書館・博物館、青少年教育施設、婦人会施設等に、次に列挙する教育機器を整備させるため、一〇〇分所について平均二五万程度(但五〇万円相当)の補助を行う。品目 映写機、成機、M上装置、しり装置、集団反応分析装置、録音装置、教師制作機器、レコード演奏機、表機、電子装置。② 巡回活動促進費 図書館視聴覚センター・ラフレラが、巡回活動により、広く地域に経済的開拓を図るための教育事業を遂行するため、必要経費の補助を行う。

会 報

全国公共図書館協議会
東京都港区南青山五丁目十二番三
東京都立中央図書館内
電話(三三)四四二一八四五

日図協と全公図

—公共図書館の将来のために—

岡 田 英 雄

合同役員会に思う

去る二月十五日に昭和五十二年度の日本図書館協合理事会、翌十六日には日図協公共図書館部幹事会および全国公共図書館協合理事会が合同で開催され、私は両日の会に出席した。

日図協理事会は新理事長就任後初のものであり、叶沢清介事務局長の退任を目前にひかえ、定款改正問題(理事の定数、特別会員の扱い)

が議題にのぼるなど、転換期を思わせる雰囲気の中で、内容のある話し合いが行われた。とくに定款改正問題で、かねて議案の現行の特別会員の代表者を議事正会員とし、選挙権および選挙権を与える改正案が承認されたことは、長年の紆余曲折を知っている一人として、感懐深いものがあった。

またこの理事会に公共図書館関係の理事七名が出席し、日図協における地方組織の重要性と公共図書館の



役割りについて語ったのは、意義のあることであつた。話し合いの中で、各館種を見直し、連絡調整が比較的容易であり、協力体制を基調として意見をまとめやすいのは公共図書館であることを、一同認識することができた。

従来、東京都立中央図書館が公共図書館部会と全公図の新事務局を担当し、両組織が表裏一体として運営されてきたことにより、全国の公共図書館は、かなりなまとまりをもって前進してきた。

全公図は昭和四十二年五月に、「公立図書館の総力を結集して、問題の徹底的な解決にあたり、積極的に公立図書館行財政の確立をはかり、より一層の発展を期するため」に設立された。しかしそれまで各公共図書館が日図協特別会員の会費のほか、全公図の負担金にあてたことは、公共図書館部会の運営に大きな影響を与えることになった。その際、全公図の運営方針として、「この会は、日図協と図書館の相互に協力し、相提携して、図書館の発展をはかること」と定められ、四十五年六月の改組を経て、この方針は踏襲された。この間、公共図書館部会および全

公図の役員交代は頻繁で、新しい役員の中から、公共図書館の組織は複雑で、よくわからないとの声が発せられてきたが、それは上記のような経過にもとづくものであつた。また、公共図書館部会幹事会と全公図理事会が、同日の午前、午後に分かれて開催される慣例もここに発している。

今回はじめて幹事会と理事会が合同で開催されたが、このことは役員構成からも、協議事項の内容からも、きわめて効果的であつたと思われる。公共図書館は全国図書館の中核となる施設であり、その協力体制はいつそう強化されなければならない。この時期における日図協の定款改正案は時宜を得たもので、今後公共図書館の二つの組織が、より緊密な連携を保ちながら、相協力して公共図書館の充実と図書館界の発展に寄与することを望んでやまない。

地方組織をどう考えるか

最近、日図協公共図書館部会の組織に問題が生じ、役員選出の根拠が問題になってきた。五十年度の部会総会に端を発して、部会会員を確定するための登壇が実施され、役員選出方法の問題が論議された。そして公

共図書館部会現行第六条および第九條に規定され、地区協議会の母体となっている地区協議会の実体について検討が行われた。

しかし役員登壇時、部会総会における議論や、日図協および公共図書館部会事務局努力に比して、低調であつた。五十年度の部会総会時における登壇者は、特別会員八、八、個人会員一八二で、公共図書館関係の会員数からみて、あまりにも少なかった。

五十一年度公共図書館部会に設けられた役員選出方法特別委員会も、地区協議会の実体と特別会員の現状を問題として議論し、基本的に日図協の定款と定章を基調として、明文化を要するまでにはいたらなかった。

とくに役員選出の母体である地区協議会については、部会組織に問題が生じている問題でもあるので、特別委員会および部会幹事会の徹底した協議が必要にもみかわらず、議論の進展をみなかったのは遺憾であつた。なぜならば、このことは部会幹事会の成立の根拠にかかわることであり、全館にわたって、長年わたって培ってきた図書館の協力組織が崩壊のものであるとすること

になるからである。

昭和二十九年に急激な増進を遂げた当時、また地方における公共図書館の協力組織は強固ではなかつた。各府県でようやく公共図書館部会や図書館協議会が組織され、動きはじめた黎明期であつた。その時点から、公共図書館の結束と、協力体制をつくるために、地区協議会の構想が打ち出されたのである。地区協議会設立の目的は、公共図書館部会の下部組織としてではなく、地区の主体性を保ちながら、地区における公共図書館の協働組織を創設し、実効のある意思決定を役員選出ができる母体として育成することであつた。

特別委員会の報告をめぐる議論の中で、地区協議会の存在を主張したのは、東海北陸地区のみであつた。東海北陸地区で公共図書館の意思をまとめる中心機関は、各都府公共図書館の組織を代表する中央公共図書館協議会(愛知・岐阜・三重・京山・石川・福井)の公衆および名古屋型であるが、この協議会は東海北陸地区協議会の意思を機関の発展に果たしてきて、また東海北陸地区では、地区協議会が協働立案の事業を主催してきた。

幹事会では、各地区協議会に所属する風潮がなると、職務を異ならせないなどの意見が出たが、従来何を風潮に地区幹事を選出してきたか、今後どう対応するのかを議することなく、議論は空転してきた。長年わたって公共図書館部会が果たしてきた大きな役割とこの組織を維持、発展させる必要を認めなければ、幹事会は地区協議会に對する組織的関心を失わなければならないと思われ。

今次の日協の定款改正の取組をみるまで、個人役員は日協協理、評議員の選挙権をもっている。図書館員が職員、職能団体である日協の個人役員として、意欲的に活動に参加するのは望ましいことである。しかし現在、公共図書館の職員中、個人役員は二七％に過ぎず、専門職員は五つてみても四〇％に達しない。地区における図書館活動の活性化、専らあるものにしていくために、地方組織においても、図書館員を日協個人役員と兼任させることはできないし、そうしてはならないと考える。

公共図書館地方組織の強化のためには、日協公共図書館部会の地

区協議会(現期第六会)の組織と、会公図の地区協議会(現期第五会)の組織が、表裏一体となつてそれぞれの機能を果たしていくことが賢明な方向である。その意味で、前述の新しい役員会の武に賛意を表するとともに、今後急進的取組を期待したい。



昭和五十二年
新しい動きをみせた
国会図書館

昭和五十二年は、図書館努力体制および全国計画の問題について、各方面で活発な動きがあった。まず年度当初に日協は、「図書館白書一九七〇日本の図書館の現状と課題」を発行し、二万五千部を全国に配布して、積極的なキャンペーンを展開した。

白書は冒頭に、「国の図書館政策と図書館の全国計画」について「国立国会図書館をはじめ、公共図書館、大学・学校の図書館も、さらに専門図書館も、みな尽すべき努力を怠りて今日の発展をみているといつていいでしょう。……その各論は各論として、わが国の図書館の振興について考えるとき、切実に要求されるもの一つが、国の図書館政策なのです。……だが、これまでもたびたび言われてきているように、館種をこえて、地域的に、全国的に協力関係を作りあげるのでなければ、図書館の振興も未来そのものもありません」と述べている。

そして白書では、公共図書館に多くの紙数があられ、「小しぼり」立図書館中心の取組が目立っている。しかし都道府県立図書館や国立国会図書館の機能や課題に対する記述は、全国的な図書館網の整備を構造的にえがくには、ほど遠い感がある。

五十二年の全国図書館大会は、九月末二十二年ぶりに近畿(大阪・京都)で開催された。そして第二日には第一分科会で、「図書館の発展と自発的役割」をテーマに「府県立図書館と市町村立図書館の機能分担」の問題が話し合われた。この分科会は、最近十余年の間に、住民に對する直接サービスの拡充に取り組んできた市町村立図書館と、新しい時代に対応する方向の転換から軌道確立を目指して進んでいる府県立図書館との協力体制を論議する場として開催された。しかし、このような場での話し合いには限界があり、運営当局も出席者も準備不十分で、期待したような取組はなかつた。

社日すべき変化は、国立国会図書館にあつた。周知のように五十二年に於て、国立国会図書館を考へる会が結成され、わが国唯一の国立図書館としての姿勢と機能を問う動きが起つてきた。

図書館雑誌五十二年四月号(特集「図書館振興への提言」)は、赤井光氏の一国立国会図書館に要するの一文を掲載した。赤井氏は世界各國の国立国会図書館の国民に對する義務の整理について、要領を述べるとともに、「本格的な全国図書館ネットワーク」を構築し、そのためになすべきこととして、次のような

項目を定めて、

- (1) すべての地区協会を組織し、専ら活動するための最低限の基盤的図書館と情報サービスの確保
- (2) 図書館サービスを受けていない住民を、特設の住民に對する十分なサービスの提供
- (3) 県単位の資料とシステムの強化
- (4) 国家計画の促進に不可欠な基礎的・継続的な職員研修制度の確立
- (5) 既存の政府図書館、情報サービスと連携を図る
- (6) 図書館及び情報サービスの国家規模ネットワークの企画開発促進

また野村浩三氏の文章に鑑みて、国立国会図書館業務課副課長高橋宗徳氏の「図書館振興と国立国会図書館」を掲載している。国会図書館は従来も全国図書館の中心として、各種図書館界の声を耳を傾け、協力を密にしようとする姿勢を示してきたが、最近のような状況の中で、ときに具体的な意見交換と協力の場を設けようとする意向がうかが

がわれた。昨年六月に行われた国立国会図書館長と公共図書館長との懇談会、例年と趣向を異にし、またまた時間をとつて、府県立図書館長から国会図書館への提言を行うように計画された。大阪府立府立図書館の丸山秀雄館長と私がその任にあつた。私は「全国図書館網整備」のための国立国会図書館の役割と、立図書館の協力についてと題し、資料情報の提供と社会教育機能「立図書館の機能の将来」について述べた。この懇談会では、国会図書館への要請として、次の七項目をあげて説明した。

- (1) 情報サービスの全国システム確立に對する国会図書館の主導的役割
- (2) 国内(国外)出版物の徹底した収集と国立図書館の協力分担
- (3) 有効な目録類の作成と配布
- (4) 全国国立図書館資料(書目・刊行物・地域資料等)の総合目録の検討
- (5) 有効な索引類の作成と配布
- (6) 組織化の促進とサービスの拡充
- (7) 図書館専門職員の研修

この懇談会は好評に終わり、その後かなりの反響があつた。国会図書館が、さらに他館種との協力についても、緊密化の努力を積み重ねることに対して、深く評価した。また文部省と国会図書館が、全国図書館網の整備のために府県立図書館の果たすべき役割について協議を察めていることも事実である。このような取組の中で、府県立図書館が体制の改善を促進し、協力体制を強化することが望まれる。

小泉栄の全国研究集会

公共図書館の使命と業務の専門性にもつづいて、館長以下図書館職員が、つねに研修を重ねることの必要性は、いまでもないことである。公共図書館の全国的な研修および研究調査の組織として、約二十年の長い歴史をもつ日協公共図書館部会(参考事務・見習学生・移動図書館・視聴覚)の全国研究集会があつた。四十二年からは、全公図地区委員会(当初は行政・財政・職員)による研究調査活動が加わつた。研修は本来、個人の自発的意

基本とするものであり、個々の職員が地味や全国組織の研究団体に加入して研究を深めることは望ましいことである。しかし前記二系列の研究活動は、公共図書館の全国協力体制を支える活動として重視されるもので、個人の研究とは異なる意義と役割をもっている。ところが数年来、これらの活動にも問題が出てきた。

公共図書館部会幹事会では、図書館部会の一環として、研修集会が多すぎるので、整理統合すべきではないかと、毎年開催する必要があるのか、開きしてもよいのか、など意見が述べられた。このような意見の裏には、出張費の不十分、職員数の不足など、管理者としての悩があることも否定できないが、図書館職員は専門領域に属する業務の内容や、図書館相互協力のための情報交換の重要さを理解できないことと原因と思われ。研究集会の開催方法にも問題がないわけではなく、開催費の過少、参加者の負担、集会の運営、分科会長の選任など、検討の余地は多い。しかし研修集会で最も大切なことは、参加者のみの研修にとどまらず、集会の成果

が図書館界の前途に反映することである。従来の研究会には、テーマの継続性や発展性についても問題があり、研究報告は積み重ねられても、その内容が広く生かされたはいえなかった。また参加者も多岐をい集会もあった。各地区の代表によさわしい継続者を求めた。最近集会を行い、その成果を地区広域にさせることや、地区で予め検討した問題を持ち寄る取組も必要となることなどが必要である。

幹事会での数年におよぶ協議のち、二部門の集会は毎年、四分科会の集会は隔年開催の方向をきま、開催方法や分科会委員活動についても協議されて、現在は健康状態である。長い図書館関係の中で育てられてきた、公共図書館専門職員、の全国レベルの活動が、これ以後退しないように望みたい。

一步を踏み出すとき — 全公図の研究調査

一方、全公図の調査委員会研究についてもマンネリ化の傾向が目立ってきた。もともと全公図目的にそって、行政に反する調査研究を意図したものであったが、研究

は四十二年度以来十年の間に、主要テーマについて、ほぼ一巡した感がある。当初は各地区をあげての研究協議がかなり熱心に行われたが、しだいに持ち回りの担当駅中心に、あるいは特定の担当者のもとで、研究が進められる傾向もみられるようになった。全公図の全国研究会の発表や質疑応答を聞いてみると、最近ほとくはその感が深い。東海北陸地区委員会が五十二年度、「公共図書館の当面する諸問題— 研究調査九か年のまとめ—」を企画し、岐阜県立図書館を中心に、地区の全館が協力して報告をまとめたのは、この傾向を転換しようとする意図によるものであった。

本年二月の全公図理事会で、五十三年度の事業計画について、全公図書籍振興についての全国計画（ナショナルプラン）を考案する案がなされたことは、適切であった。すでに調査研究はかなり蓄積されており、全国図書館網整備の方向は館系の共通理念となっている。ここで、全公図が組織をあげてこの問題に取り組むことは、大きな意義をもつであろう。

かつて日図協理事長であった中井正二氏（国立国会図書館副館長）

は、図書館公布の翌年、昭和二十六年の終戦の戦後最初の「図書館の存続」に「誰かの所有物である本が、ただこの文庫形式の図書館から、大衆のものとして、民族を単位とする組織的サービスとしての図書館へ移りつつあるのが、世界の図書館界の大きな流れである。先進の国々は、一九五〇年まで、それをととのえただけにして、わが国は一九五〇年をもって出発点とよび、急いで歩みだす」と述べ、将来を展望した。その後、幾多の窮乏失火がナショナルプランを口にし、夢に見ながら去っていった。理念はあっても具体的な伴わない。職員が離職した。今や全公図は、実体をきまて、力強く踏み出すべき瞬間に立っているとと思われる。

先進地域の図書館設置運動と読書運動

全公図館は、進展し発展しつつある実体から離れた存在ではない。住居制々に対してはもとより、行政・経済・産業・科学・技術・教育・文化等の諸機能に対して、広範かつ公に資料情報を提供できる施設として成長してきた。全公図館は社会とともに前進し、その必要に

こたえる施設をなければならぬ。この意味で、図書館機能を充実し、図書館活動を支えるための運動が、重要な意義をもってくる。

十数年米の全公図運動も大きく功きのなかで、大きな効果のあったものとして、茶屋敷地区図書館設置運動と読書運動があげられる。

前者については、日図協図書館法公布十五年（三十二年）を期して行った運動は、効果的であった。とくに五十二年の秋に開催される全国図書館大会で、未設置市における図書館設置の促進を議決し、それに引き続いて日図協と地方協会の一丸となつて行なう運動は、大きな影響を与えた。経済不況の中でも、未設置市の理事者や図書館の必要を認識し、新しく建設中の図書館の設置が促されている状況を見ると、この運動が盛んに進められたことの重要性を痛感する。

いま一つ読書運動についても、府県の地裁的な原動力による運動的な方法が導入され、長期間続けられると、大きな効果を期待することを目指し、日図協理事会で、私は事務局に対して、「日図協は三十八年の創立六、三十九年の事業大会で、「国民的規模の読書運動」

を展開することと議論し、広く全国に呼びかけた。その後、多くの県が呼応して全公図読書運動を展開し、現在まで継続してきている。日図協側から積極的な動きはないのほど、いうことか、このころ、これほどに事務局から「読書運動も大切であるけれども、まず読書運動の数をふやすことと優先であるので、その方に重点をおいて運動を進めてきた」との回答があった。

日図協が読書運動に全うなまおもっていたわけではない。しかし私は、理論上も継続上も読書運動と図書館設置運動とは分離できないので、両者が相まって図書館界は前進するものと考えていたので、事務局の回答には不満があった。

地域の住民が図書館に親しむ、図書館を信頼することによって、より充実した図書館を欲し、これを支える動きが、健全な運動にも発展させることは、住民の生活と文化のために重要なことと思われる。全国で策定されるナショナルプランは、それより適切なものであれば、当然全国および地方自治体の層の中で、強固に推進されるべきである。しかし、この図書館の整備と充実が、これの図書館をめぐる運動と相まって実現

していくという面も見過してはならない。

私と図書館

昭和二十六年の六月から七月にかけて、私は東京大学で開かれた図書館指導者講習に参加した。当時の大学の助手をしていたが、このことは私のその後の運命に大きな影響を与えた。

この講習会には図書館界の中心であった大先輩が、受講者として多数参加しておられた。受講者名簿の中には、土岐善勝、武田武之助、蒲池正夫、阿田温、赤吉英長、有山穰、叶沢清介、中村昭吉の諸氏をはじめ日本の図書館界を育てた方々の名が見える。

当時の図書館はまだきわめて貧しかったが、この講習会の雰囲気は、新しい日本の図書館を創設しようとする意欲に満ちあふれていた。その後、教育・文化に関する多くの集会に参加したが、この二か月の講習会ほど鮮明な印象を残したものはない。

この講習会に参加しながら、終戦後頭を離れなかったのは、この講習会のことであり、最近の日図協と全公図をめぐる諸問題の推移であり、そし

て六公図館の将来であった。限られた教員の中で歴史的な記述に入り過ぎたが、長年の図書館勤務を離れるに際して、書き残しておきたいと思つたからである。今後は一利用者として図書館を活用するとともに、図書館問題を文化の重要課題として追究したいと考えている。

最後に、長年わたって親しくしていただいた全国の全公図館の方々に對して、厚く御礼を申しあげるとともに、今後の御活躍と御多幸を祈りたい。

おかたから氏

- 大正十一年 名古屋生
- 昭和二十二年 東京大学文学部
- 昭和二十四年 名古屋大学助手
- 昭和二十七年 愛知県教育文化研究所主任
- 昭和三十三年 愛知図書館奉仕員
- 昭和四十年 愛知図書館副館長
- 昭和四十五年 愛知県立図書館長
- 昭和五十二年 愛知文化会図書館長
- 昭和五十八年 名古屋大学学務部長
- この間、日図協議員、理研全公図館館長、全公図館分科会長

編集後記

三頁、四月の運動の春風、全公図事務局にとっては忘れられる方をなつた。場面も大きく、新年度の理事会や委員会組織におかれる準備とあります。今年、とくに多くの面に活動がなされました。本会館を脱した開きも

そろそろですが、そのほか余韻の残ったにいろいろ世話になつた。安んずる方も、余韻を去つて行くが、いまだこのご苦労を覚えています。本会にありがとうございました。どうぞ、今後、活躍をおいしませ。

- 青森県立図書館長 内田伸太郎
- 岩手県立図書館長 大谷金次
- 宮城県立図書館長 山形三郎
- 山形県立図書館長 山形三郎
- 富山県立図書館長 佐藤宗久
- 新潟県立図書館長 伊藤新作
- 静岡県立図書館長 小向鶴
- 愛知県文化会館図書館長 岡田英雄
- 岐阜県立図書館長 酒村稔
- 石川県立図書館長 石川大輔
- 福井県立図書館長 大石信次
- 長野県立図書館長 山口秀雄
- 山梨県立図書館長 日友安長
- 香川県立図書館長 近藤泰秋
- 徳島県立図書館長 出田勝
- 高知県立図書館長 日高平文
- 長崎県立図書館長 若原良雄
- 佐賀県立図書館長 小迫義隆
- 大分県立図書館長 小迫義隆

会 報

全国公共図書館協議会
東京都港区南青山五丁目一三
東京都立中央図書館内
電話(〇三)四四一八四五二

公共図書館の未来像

— 図書館の全国計画をめぐって —

真 田 武 夫

(五十四年六月二十六日、全国図書館協議会後行なわれた研究会での真田武夫氏の講演から事務局が要旨を記録したものである)

全国計画策定のための図書館理論

文部省が先日発表した昭和57年度地方教育審議会「によれば、総額八兆七千億、学校教育費八、八〇〇億、社会教育費六、一〇〇億、教育費四、〇〇〇億となっている。社会教育費は従来比で増えたといえる。

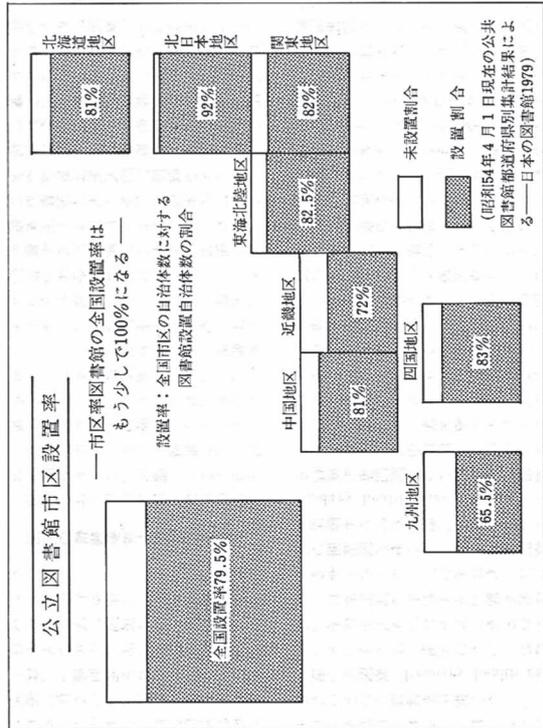
まだまだ備前である。こういった情勢の中で全国図が「全国計画策定のための「図書館の理論」二次草案」をまとめたが、これを発表して、ただ、私は感無量のものがあつた。というのは十数年前、情勢も変わつてナショナルプランを唱へたが、今にも前に進まなかつた。今回は全国からプランを持ち寄り、事務局で調整をとりながら発表した。かつてなかつたことであり、そのステップは図書館運動として画期的で

ある。本会図書館(国立図書館)を含めて、国民が資料を使いやすくするための大きな努力を要する。この「全国公共図書館問題」に図書館とはに十分の政策的文章を載せた。本日の講演はこれをもとにして進めたい。(昭和五十四年五月、自身を語る「職業論」)

国民の知的生活の進化

最近における国民の知的生活は十年前とは異なつてきた。それまではずっと同質的なライフスタイルで進んで、十代に毎半書し、とくにハイラインでは直前に近づく。二〇歳で頂点を達する。その後三十五歳でピークを過ぎ、その後男女の差が出てきて、女性は三十五歳を境として、とくに近づく。五歳前までは、女性も男性もほぼ同じで、その後、女性の方が進んでいく。五〇歳前後で進化するが、六〇歳前後で向上している。この差は、とくに女性に多い。日本の場合、受胎体制に組み込まれた学校教育が大きな変化をもたらしている。それは、女性

職業訓練に卒業生を送り出す、知的生活におきまわしてしまふ。この時期は意識的段階に達し、本質は知的能力を養ふのに適している音である。しかし現在は新しく就職した時、あるいは就職準備として、労働条件も生活環境も欧米に比して悪い。これが原因として、自己開発のエネルギーを減衰させ、男子は四〇歳で知的生活のピークに達する、女子はさらにそれ以前にピークに達する。これは、十年前とは異なつてきた。十年前女性は結婚して子供を生むと子供で追われ、その間に知的發展はずつたり鈍化してしまふ、ようやく子育てから解放されるとP.T.A.のクラス、グループや地域の活動に力を入れ、自己の知的知的要求を満足させてきた。ところが前述のように、二十年間日本人の知的ライフサイクルは非常に大きな変化を見せている。三人に一人は大学卒といふ、高学歴化が叫ばれている昨今、大学の女性卒業生生活に入つても、現在知的生活への復讐が大手を握つてきている。これに準備を合わせ、男性の方も徐々に進んでいく。中層への落ち込みはかなり救われている。もう一つの著しい変化は、老人の知的生活の復讐が見



られ、ことである。社会制度の整備に伴ない、老年層の潜在的パワーは、一層開発されてこよう。以上日本人の知的生活の進化の概略を述べたが、次に国民は情報獲取のため、女性層を先んじて進めよう。

国民の情報要求と図書館の対応

情報とは人間の知的・情緒的活動の産物であつて、伝達しようとするものを指す。そして情報学では情報は計測可能な情報に立っており、発生源で一〇〇であつても、系路を通過している間に減衰をうけ、一〇〇が一〇〇として伝わらない。情報がユーザに有効に達するためにはどういう系路を設けるべきか。最近、情報学体系的な資料コレクションを所蔵する図書館のことを図書館・情報源と呼ばれるようになったが、この資料は水や空気と根本的に違ふ。水や空気は先天的に採取できるが、情報は後天的に採取されるもので、これを吸収する技術の習得が必要である。また医療源という言葉も使われている。さきごろモスコで開かれたWHO関係の会議では「地球のための医療」というモットーで、紀元二〇〇〇年までに第一次医療サ

ービスをだれでも受けられるようにしたいという言葉を採録した。第一次医療 (Primary Health Care) というのは、働かぬ、お産だ、子供が引きつけを起したといった、日常生活で生起する問題を解決するサービスで、担い手はもっぱら町の開業医である。この第一次医療を底層するのが、第二次医療 (Secondary Health Care) であり、ある程度の専門医がいて検査、手術が可能であり、市中病院が受持つ。さらに第三次、第二次医療サービスをバックアップするものとして第三次医療サービスがあり、国立病院などの機関が難病治療などを担当する。専門職集団としての医師が紀元二〇〇〇年を目標として、すべての国民にすべてのレベルの医療サービスを提供しようと呼び出しているとき、資料・情報の専門職としての図書館員は一体何を考えるべきであるか。例にあげた三層の医療サービスをどうして考えてみよう。一番大切なのは、住民の日常生活要求に呼応する図書館サービス体制であり、これを第一次情報サービスと呼ぶ。この担い手は地方自治体の公共図書館、第一級図書館である。第一次と第二次との間に密接な線は引けないが、第二

情報サービスは普遍的に伸びて、体系的イメーを出さねばならない。第二はメンバーの問題である。現在二〇以上の大学が図書館、図書学士レベルの図書学を養成しているが、二〇大学、大学院は五ヶ所ではない。最後に、各自治体図書館が、その地方財政の中核的業務に努力され、館員をよめるために努力されている。こうした日常の機微が努力が大事である。ナショナルプランがと期待するのは間違いない。個々の図書館の創意工夫、熱意が不可欠である。参考として「我が国の情報資源に関する地域差の研究」がけられる。

主な質疑
Q 知性生活の活性化、ナショナルプラン、二〇年前日本読書年報の出版、聞社からの資金で二〇年の間毎年全国読書年報を出版し続けた。行なわれた。大学を代表して書物を読んだ人、図書館を調査した。最近では資金の関与と大学本部、パブリック、女子大学等小さな単位で調査した。

大情報サービスは普遍的に伸びる。度専門化されたサービス、特定化された情報サービスは、高度な専門性、フレキシブルな能力、専門的知識、内容は第二次医療の専門的な、特別な治療方法を呼ぶ。このサービスを担うのは大規模な公共図書館、若手の地方の大学図書館となる。大学図書館は残念ながら市民に対してあまり、かつてのような親近感、なサービスは日本人の知的生活に悪影響を及ぼさない。

第二次医療を考えると、救急医療体制の確立である。私の住んでいる地域では医師会が夜間診療のシステムとして、日曜、夜間診療のために医師を割当てている。救急センターに電話すると、コンピュターで探し出し、当番医のうち、重症は医師をいくつか教えてくれる仕組みになっている。情報と医療は医療と生活を並べるまで生活に大事という認識がない。今後日本人は情報を活用して生きていく。日本は天然資源を輸出することができないから、付加価値の高い製品を輸出せざるを得ない。付加価値が高いということは、製品を研究開発し、製造する過程で投入された科学技術情報や製造ノウハウ情報などがエニークで、優秀である。

情報サービスは普遍的に伸びる。度専門化されたサービス、特定化された情報サービスは、高度な専門性、フレキシブルな能力、専門的知識、内容は第二次医療の専門的な、特別な治療方法を呼ぶ。このサービスを担うのは大規模な公共図書館、若手の地方の大学図書館となる。大学図書館は残念ながら市民に対してあまり、かつてのような親近感、なサービスは日本人の知的生活に悪影響を及ぼさない。

第二次医療を考えると、救急医療体制の確立である。私の住んでいる地域では医師会が夜間診療のシステムとして、日曜、夜間診療のために医師を割当てている。救急センターに電話すると、コンピュターで探し出し、当番医のうち、重症は医師をいくつか教えてくれる仕組みになっている。情報と医療は医療と生活を並べるまで生活に大事という認識がない。今後日本人は情報を活用して生きていく。日本は天然資源を輸出することができないから、付加価値の高い製品を輸出せざるを得ない。付加価値が高いということは、製品を研究開発し、製造する過程で投入された科学技術情報や製造ノウハウ情報などがエニークで、優秀である。

情報サービスは普遍的に伸びる。度専門化されたサービス、特定化された情報サービスは、高度な専門性、フレキシブルな能力、専門的知識、内容は第二次医療の専門的な、特別な治療方法を呼ぶ。このサービスを担うのは大規模な公共図書館、若手の地方の大学図書館となる。大学図書館は残念ながら市民に対してあまり、かつてのような親近感、なサービスは日本人の知的生活に悪影響を及ぼさない。

第二次医療を考えると、救急医療体制の確立である。私の住んでいる地域では医師会が夜間診療のシステムとして、日曜、夜間診療のために医師を割当てている。救急センターに電話すると、コンピュターで探し出し、当番医のうち、重症は医師をいくつか教えてくれる仕組みになっている。情報と医療は医療と生活を並べるまで生活に大事という認識がない。今後日本人は情報を活用して生きていく。日本は天然資源を輸出することができないから、付加価値の高い製品を輸出せざるを得ない。付加価値が高いということは、製品を研究開発し、製造する過程で投入された科学技術情報や製造ノウハウ情報などがエニークで、優秀である。

情報サービスは普遍的に伸びる。度専門化されたサービス、特定化された情報サービスは、高度な専門性、フレキシブルな能力、専門的知識、内容は第二次医療の専門的な、特別な治療方法を呼ぶ。このサービスを担うのは大規模な公共図書館、若手の地方の大学図書館となる。大学図書館は残念ながら市民に対してあまり、かつてのような親近感、なサービスは日本人の知的生活に悪影響を及ぼさない。

第二次医療を考えると、救急医療体制の確立である。私の住んでいる地域では医師会が夜間診療のシステムとして、日曜、夜間診療のために医師を割当てている。救急センターに電話すると、コンピュターで探し出し、当番医のうち、重症は医師をいくつか教えてくれる仕組みになっている。情報と医療は医療と生活を並べるまで生活に大事という認識がない。今後日本人は情報を活用して生きていく。日本は天然資源を輸出することができないから、付加価値の高い製品を輸出せざるを得ない。付加価値が高いということは、製品を研究開発し、製造する過程で投入された科学技術情報や製造ノウハウ情報などがエニークで、優秀である。

情報サービスは普遍的に伸びる。度専門化されたサービス、特定化された情報サービスは、高度な専門性、フレキシブルな能力、専門的知識、内容は第二次医療の専門的な、特別な治療方法を呼ぶ。このサービスを担うのは大規模な公共図書館、若手の地方の大学図書館となる。大学図書館は残念ながら市民に対してあまり、かつてのような親近感、なサービスは日本人の知的生活に悪影響を及ぼさない。

第二次医療を考えると、救急医療体制の確立である。私の住んでいる地域では医師会が夜間診療のシステムとして、日曜、夜間診療のために医師を割当てている。救急センターに電話すると、コンピュターで探し出し、当番医のうち、重症は医師をいくつか教えてくれる仕組みになっている。情報と医療は医療と生活を並べるまで生活に大事という認識がない。今後日本人は情報を活用して生きていく。日本は天然資源を輸出することができないから、付加価値の高い製品を輸出せざるを得ない。付加価値が高いということは、製品を研究開発し、製造する過程で投入された科学技術情報や製造ノウハウ情報などがエニークで、優秀である。

情報サービスは普遍的に伸びる。度専門化されたサービス、特定化された情報サービスは、高度な専門性、フレキシブルな能力、専門的知識、内容は第二次医療の専門的な、特別な治療方法を呼ぶ。このサービスを担うのは大規模な公共図書館、若手の地方の大学図書館となる。大学図書館は残念ながら市民に対してあまり、かつてのような親近感、なサービスは日本人の知的生活に悪影響を及ぼさない。

第二次医療を考えると、救急医療体制の確立である。私の住んでいる地域では医師会が夜間診療のシステムとして、日曜、夜間診療のために医師を割当てている。救急センターに電話すると、コンピュターで探し出し、当番医のうち、重症は医師をいくつか教えてくれる仕組みになっている。情報と医療は医療と生活を並べるまで生活に大事という認識がない。今後日本人は情報を活用して生きていく。日本は天然資源を輸出することができないから、付加価値の高い製品を輸出せざるを得ない。付加価値が高いということは、製品を研究開発し、製造する過程で投入された科学技術情報や製造ノウハウ情報などがエニークで、優秀である。

情報サービスは普遍的に伸びる。度専門化されたサービス、特定化された情報サービスは、高度な専門性、フレキシブルな能力、専門的知識、内容は第二次医療の専門的な、特別な治療方法を呼ぶ。このサービスを担うのは大規模な公共図書館、若手の地方の大学図書館となる。大学図書館は残念ながら市民に対してあまり、かつてのような親近感、なサービスは日本人の知的生活に悪影響を及ぼさない。

第二次医療を考えると、救急医療体制の確立である。私の住んでいる地域では医師会が夜間診療のシステムとして、日曜、夜間診療のために医師を割当てている。救急センターに電話すると、コンピュターで探し出し、当番医のうち、重症は医師をいくつか教えてくれる仕組みになっている。情報と医療は医療と生活を並べるまで生活に大事という認識がない。今後日本人は情報を活用して生きていく。日本は天然資源を輸出することができないから、付加価値の高い製品を輸出せざるを得ない。付加価値が高いということは、製品を研究開発し、製造する過程で投入された科学技術情報や製造ノウハウ情報などがエニークで、優秀である。

全国公共図書館協議会役員 (昭和54-55年度)

地区	氏名	職名
北日本	佐田 又吉	宮北秋福
東	野田 田	東神龍祥
東	林川 辺	鹿神祥洞
東	小石 渡	桐崎静
東	川 誠	宮名三
東	小市 也	大京和
東	浅田 布	島山
東	中村 島	徳愛高
東	宗本 堂	鹿長福
東	堂村 内	鹿長福
東	石中 河	鹿長福
東	宇高 鶴	鹿長福
東	中布片 高	鹿長福
東	金 松	鹿長福
東	松口 白	鹿長福

情報サービスは普遍的に伸びる。度専門化されたサービス、特定化された情報サービスは、高度な専門性、フレキシブルな能力、専門的知識、内容は第二次医療の専門的な、特別な治療方法を呼ぶ。このサービスを担うのは大規模な公共図書館、若手の地方の大学図書館となる。大学図書館は残念ながら市民に対してあまり、かつてのような親近感、なサービスは日本人の知的生活に悪影響を及ぼさない。

第二次医療を考えると、救急医療体制の確立である。私の住んでいる地域では医師会が夜間診療のシステムとして、日曜、夜間診療のために医師を割当てている。救急センターに電話すると、コンピュターで探し出し、当番医のうち、重症は医師をいくつか教えてくれる仕組みになっている。情報と医療は医療と生活を並べるまで生活に大事という認識がない。今後日本人は情報を活用して生きていく。日本は天然資源を輸出することができないから、付加価値の高い製品を輸出せざるを得ない。付加価値が高いということは、製品を研究開発し、製造する過程で投入された科学技術情報や製造ノウハウ情報などがエニークで、優秀である。

情報サービスは普遍的に伸びる。度専門化されたサービス、特定化された情報サービスは、高度な専門性、フレキシブルな能力、専門的知識、内容は第二次医療の専門的な、特別な治療方法を呼ぶ。このサービスを担うのは大規模な公共図書館、若手の地方の大学図書館となる。大学図書館は残念ながら市民に対してあまり、かつてのような親近感、なサービスは日本人の知的生活に悪影響を及ぼさない。

第二次医療を考えると、救急医療体制の確立である。私の住んでいる地域では医師会が夜間診療のシステムとして、日曜、夜間診療のために医師を割当てている。救急センターに電話すると、コンピュターで探し出し、当番医のうち、重症は医師をいくつか教えてくれる仕組みになっている。情報と医療は医療と生活を並べるまで生活に大事という認識がない。今後日本人は情報を活用して生きていく。日本は天然資源を輸出することができないから、付加価値の高い製品を輸出せざるを得ない。付加価値が高いということは、製品を研究開発し、製造する過程で投入された科学技術情報や製造ノウハウ情報などがエニークで、優秀である。

情報サービスは普遍的に伸びる。度専門化されたサービス、特定化された情報サービスは、高度な専門性、フレキシブルな能力、専門的知識、内容は第二次医療の専門的な、特別な治療方法を呼ぶ。このサービスを担うのは大規模な公共図書館、若手の地方の大学図書館となる。大学図書館は残念ながら市民に対してあまり、かつてのような親近感、なサービスは日本人の知的生活に悪影響を及ぼさない。

第二次医療を考えると、救急医療体制の確立である。私の住んでいる地域では医師会が夜間診療のシステムとして、日曜、夜間診療のために医師を割当てている。救急センターに電話すると、コンピュターで探し出し、当番医のうち、重症は医師をいくつか教えてくれる仕組みになっている。情報と医療は医療と生活を並べるまで生活に大事という認識がない。今後日本人は情報を活用して生きていく。日本は天然資源を輸出することができないから、付加価値の高い製品を輸出せざるを得ない。付加価値が高いということは、製品を研究開発し、製造する過程で投入された科学技術情報や製造ノウハウ情報などがエニークで、優秀である。

情報サービスは普遍的に伸びる。度専門化されたサービス、特定化された情報サービスは、高度な専門性、フレキシブルな能力、専門的知識、内容は第二次医療の専門的な、特別な治療方法を呼ぶ。このサービスを担うのは大規模な公共図書館、若手の地方の大学図書館となる。大学図書館は残念ながら市民に対してあまり、かつてのような親近感、なサービスは日本人の知的生活に悪影響を及ぼさない。

第二次医療を考えると、救急医療体制の確立である。私の住んでいる地域では医師会が夜間診療のシステムとして、日曜、夜間診療のために医師を割当てている。救急センターに電話すると、コンピュターで探し出し、当番医のうち、重症は医師をいくつか教えてくれる仕組みになっている。情報と医療は医療と生活を並べるまで生活に大事という認識がない。今後日本人は情報を活用して生きていく。日本は天然資源を輸出することができないから、付加価値の高い製品を輸出せざるを得ない。付加価値が高いということは、製品を研究開発し、製造する過程で投入された科学技術情報や製造ノウハウ情報などがエニークで、優秀である。



図書館のナショナルプラン

— 全公図の全国計画策定プラン —

全公図では、五十二年六月に図書館全国計画(ナショナルプラン)の試案策定を事業として着手することを決定した。現在、全国十地区に分け研究・調査が進められているが、ここにその概略と進捗状況などをまとめてみた。

はじめに

情報が多様化・多量化している今日、国民はその居住する地域のかたにかかわらず、その欲する知的情報を容易にしかも公平に入手できる公的仕組みが社会に用意されていくてはならない。その仕組みが図書館であり、図書館システムである。

国民福祉を指向する時代の潮流の中で、国民生活の質を向上させるべく、情報資料の有効な公平な活用への期待が高まっている。そして今日、科学技術の進歩によれ、こうした情報資料のトータルを管理・流通、そして利用のシステムづくりの条件とこのいつつある。このような状況の中、図書館は、

全国公共図書館協議会
1979.6
図書館全国計画のための
基礎資料集 vol.1

主な内容

- 第1章 国の図書館政策 (第2章以降)
- 第2章 自治体図書館政策 (第3章以降)
- 第3章 自治体図書館政策と図書館との関係
- 第4章 自治体図書館政策と図書館との関係
- 第5章 自治体図書館政策と図書館との関係
- 第6章 自治体図書館政策と図書館との関係
- 第7章 自治体図書館政策と図書館との関係
- 第8章 自治体図書館政策と図書館との関係
- 第9章 自治体図書館政策と図書館との関係
- 第10章 自治体図書館政策と図書館との関係
- 第11章 自治体図書館政策と図書館との関係
- 第12章 自治体図書館政策と図書館との関係

◎中込み 400頁 ◎原価 ¥3,000

◎全国公共図書館協議会事務局
〒106 東京都千代田区千代田1-13
TEL: 03-442-8450(内線)

発刊に際しありがとうございます

情報資料の激増と需要の増大に図書館が単独では機能できず、広域にわたる相互協力が図書館の運営にほたら不可欠の条件とよまなつてきた。また、各図書館の業務に起る多岐な問題は規模の差こそあれ、全国の図書館に共通するものとなり、ナショナルプラン(全国計画)による統一的解決を迫られるに至つた。

公共図書館のナショナルプランには、大きくわけて二つの課題がある。一つは、技術的課題としてのネットワークシステムの問題であり、もう一つは、取組形態としての行政取組をとり、全国全体の図書館整備の問題となる。

自治体分散型である公共図書館として、まず政策先行はなされなければならない。現状の解決の第一歩として、図書館の整理化をまずとり、作業に入った。

これまでの経過
 第1年次(53年度)作業計画
 ○図書館理論の検討 (目的)
 全国計画をすすめるための基礎となる全国図書館共通の理論を先

月	2月	3月	4月	5月	6月
作業内容	第1年次(53年度)作業計画 図書館理論の検討	第2年次(54年度)作業計画 図書館理論の検討	第3年次(55年度)作業計画 図書館理論の検討	第4年次(56年度)作業計画 図書館理論の検討	第5年次(57年度)作業計画 図書館理論の検討
会議	第1年次(53年度)作業計画 図書館理論の検討	第2年次(54年度)作業計画 図書館理論の検討	第3年次(55年度)作業計画 図書館理論の検討	第4年次(56年度)作業計画 図書館理論の検討	第5年次(57年度)作業計画 図書館理論の検討
報告	第1年次(53年度)作業計画 図書館理論の検討	第2年次(54年度)作業計画 図書館理論の検討	第3年次(55年度)作業計画 図書館理論の検討	第4年次(56年度)作業計画 図書館理論の検討	第5年次(57年度)作業計画 図書館理論の検討

ずかたのび、ひろく国民一般への理解促進を図る。自治体図書館の調査・研究を進める。

(経過)
 五十四年度総会において、事業計画を決定し、図書館とは何か、図書館の必要性の二点を出発点として、全国公共図書館の調査・研究を進める。各ブロック毎に二回にわたる全国調査を経て、第一次策定(昭和五十四年六月)にまとめた。この調査結果を基に、第二次策定(昭和五十四年六月)にまとめた。この第二次策定に集約される予定である。

○全公図研究委員の設置
 過去十二年間の地区別研究の成果を全国計画の報告から呈示して、これからの検討に有効に役立てること。各担当地区で調査報告を整理したものを事務局で再編のうえ各議決時に備えている。

○全国計画のための基礎資料集の編纂刊行
 各地区の今後の計画策定と全国計

画推進の基礎資料の集大成を目標に、基礎資料集の調査・研究を進めることとした。

各担当地区に調査報告を依頼し、事業計画の編纂により、五十四年五月第1回編纂委員会を開催。第1回は、調査報告の整理・編集を中心として、調査報告の進捗事項を盛り込んだ内容になった。

今年度の進捗状況
 第1年次(五十四年度)作業計画
 ○理論(第二次策定)の検討
 第二次策定について、全国公共図書館のすべての職員への参加による徹底した協議を目標に検討進行中。
 ○全国計画各論の検討
 全国計画の骨組みとなる各論につ

図書館資料で見るふるさと展

— 全国各地の資料二百十二点が展示 —

昭和五十四年度全国図書館大会が東京で開催されることを記念して、十月二十五日から十一月三日まで、国立国会図書館と全公図の共催で開催された。

この「図書館資料で見るふるさと展」は、各都道府県立図書館が郷土資料を中心に、その蔵書の中から

いて、調査委員会による各担当地区別調査の成果を整理し、現在各ブロック毎に検討進行中、二百十二点の調査報告会では、ブロック別調整(シミュレーション)をすすめている。

(依頼先) 茨城・北陸・中国
 二課資料 茨城・北陸・四国
 三課資料 北日本・関東
 四課資料 近畿・九州
 五課資料 関東・近畿
 なお、各論の検討は第三次まで継続して検討される。

○基礎資料集第二回の刊行
 第一冊に引き続き、市町村立図書館計画を中心に、特に地域社会整備計画(コミュニティ計画)との関連に重点を置いた内容で刊行を予定。現在各地区からの資料収集を終えて編集中。四月刊行予定。

全公図の動き(昭和五十四年度)

五月十九日(月) 第二回開業委員会(於国立国会図書館)

六月十八日(月) 第二回全国調整委員会(於国立国会図書館)

六月十八日(月) 昭和五十四年度定例会(於国立国会図書館)

七月十四日 昭和五十四年度全国計画策定作業資料(Ⅰ)作成

八月、十月 全国計画各地区委員会検討

十月十四日(月) 全公図・公共部会合同懇談会(於国立国会図書館)

十月十五日、十一月三日 図書館資料で見る「ふるさと展」(於国立国会図書館)

十一月十六日(月) 第三回全国調整委員会

十二月十二日 文部省へ予算陳情

十二月 国会へ予算陳情

二月十六日 第二回理事会

三月十八日 第三回全国調整委員会

四月下旬 「全国計画のための基礎資料集(Ⅰ)」刊行

昭和55年度図書館建設予定

Table with 6 columns: No, 県名 (Prefecture Name), 施設名 (Facility Name), 概要 (Overview), 施設名 (Facility Name), 摘要 (Summary). Lists planned library construction projects across various prefectures.

昭和55年度概算要求事項一覽(図書館関連分)

(54.9.3 文部省社会教育局)

Summary table of fiscal year 55 requests for library-related items. Columns include: 事 (Item), 55年度予算額 (FY55 Budget), 前年度予算額 (FY54 Budget), 比較増減額 (Change), 備考 (Remarks).

※ 電話利用学習相談事業 概算要求額58,279千円(新規)
① 利用者の心算の高まりによる学習方法や学習の深め
② 利用者の学習環境の改善
③ 利用者の学習意欲の向上

昭和五十五年度
予算決まる
全体に構は、施設費の伸びが九、九%に止る。
◎ 四回あることにより、本年度は、

Summary table comparing FY55 and FY54 budget requirements. Columns include: 事 (Item), 55年度予算額 (FY55 Budget), 55年度要求額 (FY55 Request), 54年度予算額 (FY54 Budget), 比較増減額 (Change).

資料編

百万円未満の端数は切り上げてあります。

